

平成30年第3回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 平成30年9月5日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月5日 午前10時35分開会
4. 応招議員

1番 下 中 一 平	2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史	4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平	6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏	8番 薮 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦	10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 北 岡 篤	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則	総合政策参事 北 谷 隆 範
総 務 参 事 奥 出 亘	関西ワルトマックスゲームズ参事 岡 本 克 也
産業・観光参事 宮 本 憲 一	暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘	教 育 次 長 芳 田 賢 二
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 小 西 修 司	主 任 玉 村 陽 子
-------------	-------------
10. 議事日程

日程1	会議録署名議員の指名について
日程2	会期の決定について
11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ
12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は 10 名でございます。

定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 3 回吉野町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程 1 会議録署名議員の指名について。

会議規則第 127 条の規定により、議長より指名いたします。

1 番 下中 一平議員、2 番 上 佳宏議員を指名をいたします。

日程 2 会期の決定についてお諮りします。

本定例会は、本日より 14 日までの 10 日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日より 14 日までの 10 日間に決定をいたしました。

本日、定例会のためご参集いただき、先ほど開会をいたしましたが、昨日の台風 21 号により、町内各地で色々な影響が発生をいたしております。町役場としても何よりも町民の安全・安心が第一でございますので、本日は町民の不安解消に全力を挙げていただき、明日 6 日 10 時から本会議第 2 日目を開きたいと思っておりますので、ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもちまして散会とすることにいたします。ご協力ありがとうございました。

(午後 10 時 36 分 散会)

平成30年第3回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 平成30年9月6日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月6日 午前10時10分開会
4. 応招議員

1番 下 中 一 平	2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史	4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平	6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏	8番 薮 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦	10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 北 岡 篤	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則	総合政策参事 北 谷 隆 範
総 務 参 事 奥 出 亘	関西リーディングゲームズ参事 岡 本 克 也
産業・観光参事 宮 本 憲 一	暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘	教 育 次 長 芳 田 賢 二
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 小 西 修 司	主 任 玉 村 陽 子
-------------	-------------
10. 議事日程

日程1	議長の諸報告について
日程2 報第6号	平成29年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について
日程3 報第7号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について
日程4 議第36号	吉野町地域交流施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて
日程5 議第37号	吉野町税条例等の一部を改正することについて

日程 6	議第 38 号	吉野町手数料条例の一部を改正することについて
日程 7	議第 39 号	吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて
日程 8	議第 40 号	吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
日程 9	議第 41 号	吉野町老人福祉センター耐震補強及び大規模回収工事請負契約の締結について
日程 10	議第 42 号	吉野町地域交流施設に係る指定管理者の指定について
日程 11	議第 43 号	吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
日程 12	議第 44 号	吉野町過疎地域自立促進計画を変更することについて
日程 13	議第 45 号	平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について
日程 14	議第 46 号	平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 15	議第 47 号	平成 30 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 16	認第 2 号	平成 29 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程 17	認第 3 号	平成 29 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 18	認第 4 号	平成 29 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 19	認第 5 号	平成 29 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 20	認第 6 号	平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 21	認第 7 号	平成 29 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 22	認第 8 号	平成 29 年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定について
日程 23		要 望 等
日程 24		一 般 質 問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただ今の出席議員総数は 10 名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。北岡町長。

北岡町長

平成 30 年第 3 回吉野町議会定例会本会議第 2 日目の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

まずは、本日未明の北海道における地震、まだ全容は解明されておられませんが多大な被害が出ているようでございます。お見舞いを申すところでございます。そして、先日来、台風 21 号によります大阪を中心に、関西を中心にしました、被害でございます。お亡くなりになられ方もいらっしゃいます。お悔やみを申しますとともに、多大な被害を受けました皆様方にお見舞いをすることでございます。

また、さかのぼりまして 6 月、7 月には西日本豪雨災害がございました。こちらも多くの方がお亡くなりになり、また、被害がありました。あらためてお悔やみ、お見舞いを申すところでございます。

あらたまったあいさつをするたびに、このようなお悔やみ、お見舞いを申し上げまして、本当に悲しくなるばかりでございます。これがいつ、我が身に降りかかるかと思うと非常に緊張するとともにですね、あらためて防災の意識を高めながら取りかからなくてはならないな、と思うところでございます。

吉野町におきましては、幸いなところ、人命にかかわる損害等はございませんでした。ただ、まだ、未だに倒木によります停電が解消されない地域もございすし、ご不便をかけておるところもございます。一刻も早い復旧に取り掛かっていきたいと思っているところでございます。

また、まだまだ全容解明されてございませんので、どうか皆様方、いろんな方のお話を聞いていただきまして、どうすべきかというふうなことも、よろしくご検討をお願いしたいなと思うところでございます。

さて、この定例会でございしますが、私どものほうから上程いたしました議案は、まず報告案件が 2 件、条例の制定・改正が 5 件、そして請負契約の締結について

が1件、指定管理者の指定につきましてが2件、過疎地域自立促進計画の変更が1件、そして平成30年度の補正予算案が3件、平成29年度の決算認定が7件でございます。慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

また、この機会に6月の臨時議会以降の行政報告をさせていただきます。たくさんございますので、飛ばしながら、お願いいたします。

7月1日「第15回山岳グランフォンド in 吉野」がございました。年々参加者も増え、活発になってきております。第15回ということで、これは世界遺産登録を記念されましたので、第15回目、来年度は世界遺産登録15周年なんだとあらためて認識しているところでございます。

7月5日から7日まで「日本で最も美しい村連合」の総会・フェスティバルが北海道の鶴居村でございまして、議員のみなさまがたからもたくさんの方に参加していただきました。来年度、この総会・フェスティバルを吉野町で開催することになってございます。また、吉野町は本年が5年を過ぎて6年目ということで、もう一度審査がある年でございます。あらためまして、この動きを確実にし、そして、町民のみなさま方にわかっていただき、そして、新たな大きな一歩が進みます、そういうふうな総会・フェスティバルの開催に向けましてですね、全町を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

7月9日「平成30年度第1回中南和観光協議会」ということで、これは橿原市を中心といたしました中南和の観光の協議会でございまして、今まで担当者レベルの会議でございましたが、首長レベルで会議を進めていこうというふうなことでございます。まだまだこれからではございますが、こういう広域の取り組みというのを大事にしていきたいなと思っております。

11日から15日にかけて「ジャポニズム2018」に参加させていただきました。これは何回もお話していると思いますが、日仏の文化交流160年を機にいたしまして、今年の7月から8ヶ月間フランス パリで、日仏の日本の文化の紹介がございます。

この開会式にあたりまして、河瀬監督が吉野町で撮影していただきました「Vision」の上映がございました。それに向けまして吉野町のPRを、あるいは観光プロモーションをさせていただきました。

映画の題名は「V i s i o n」でございますけれども、フランスでの公開名が「VOYAGE À YOSHINO」ということで、「吉野への旅」という公開でございます。これは 11 月から全土で公開されるということでございます。我々は、観光振興計画もやりながら、いろいろな方に話をしております、「欧米からの長期間の旅行者が望ましい、特にフランスからの方々は勉強熱心で、また、発信力もあるのでフランスからの方が望ましい」というふうなことを常々申し上げておりましたら、全くいい機会を設けていただきまして、これにいいチャンスをつまえたと思っておりますので、取り組んでいきたいなと思っております。今回の議会におきましても、補正予算等あげてございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、17 日から 18 日「森林セラピー基地全国ネットワーク会議役員会及び総会・研修会」というのが東京で開かれました。

このネットワーク会議の会長に、この総会より 2 年間私が務めることになりました。森林セラピー、本当に、認知症に対しての効果とか、いろんなことがいわれております。また、メンタル面での管理等、本当に重要な事業でございます。これを全国的にもっと広げていきたいなと思っております。

この会長に就任いたしますと、下段にございますが、23 日「NPO 法人 森林セラピーソサエティ理事会・社員総会」というほうの理事にも自動的に就任いたしまして、この会にも参加させていただきました。こちらは、お医者さんでありましたり、登山家の今井通子さんでありましたり、そうそうたるメンバーが森林セラピーの価値を高め、そして、これを認め、そして、広げていこうという運動をされております。こちらとも連携を取りながら森林セラピーを広めていきたいなと思っているところでございます。

さかのぼりまして 20 日「吉野大峯高野観光圏協議会総会」。7 年目でございますが、吉野大峯高野観光圏という協議会を続けております。これは、観光庁が観光圏事業ということを中心に、昔、展開されておりました、この上の段階等ございましたが、吉野ではこのまま協議会を続けております。また、観光庁の施策は、今、日本版DMOをどうしていくかというふうなところが中心になってございますが、この協議会の動きもなかなかがんばっておりまして、継続は力、とあらためて思っております。こちらの動きで「すずかけの道」等の観光がようやく脚光

を浴びてまいりまして、これが、今後の世界遺産の活用した運動につながっていくと思っております。

続きまして、7月25日「津風呂ダム環境保全対策協議会定例会」がございました。これは、従来はゴルフ場、あるいは最終処分場からの影響を考えるとところの環境対策保全でございました。しかし、このなかで、あらためてですね、津風呂湖の漁業でありましたり、あるいは今度のカヌーの利用でありましたり、積極的に利用していく、そういうふうなところの活動につながらないかという、ご意見がございました。大事にしたいと思っております。

27日から29日、富良野市長表敬訪問及び第50回へそまつりに参加させていただきました。へそのまち協議会というのに吉野町は紀伊半島のへそということで参加させていただいております。その中心でもございますが、富良野の市長が交代され、また第50回目の記念すべきへそまつりの大会でございました。

今、富良野はバブルを迎えておりまして、資本がどんどん入ってきたり、観光客が増えてきたり、そして、皆様方にも研修に行ってくださいましたが、富良野マルシェでありましたり、また今回は富良野コンシェルジュという形での観光行政がどんどん進んでいるところでございます。我々もそれを見ながらですね、参考にしながら観光行政を進めていきたいなと思うところでございます。今後とも交流が進みますことを希望するところでございます。

8月3日、奈良県広域消防「山岳救助隊」発隊式がございました。山岳の救助が非常に多くなってございます。吉野消防署が一番の技術的なトップだと思っておりますが、これは我々、あるいは五條なり大淀でやっておりますと、部隊が出ると非常にお留守が大変だということで、何とか広域でやっていただけないかという話を前々から申しておりました。やっと今回「山岳救助隊」として、発隊していただきました。来年度には水難救助隊もできるようにございまして、そういうふうなところで、我々の救助に向かっても地元が安心して任せられるという状況ができたと思っております。

8月20日から25日「ビンフォック省と職業訓練短期大学との覚書の締結及び訪問」ということで、ベトナムのほうへ行かせていただきました。

これは、海外戦略の長期戦略でございますけれども、我々の木材を海外に出せ

ないかと、ベトナムでのそういうふうな産業がつくっていけないかというところからの取り組みでございまして、ビジネス的にはそういうマンションラッシュのなかの内装材に使えないかとう動きをするとともにですね、あちらのほうのワーカーさんの技量を高めるための大学への、我々が協力できないかというところの交流を進めているところでございまして、ビンフック省の短期大学と、そういう技術協力をするというところの覚書を結んでまいりました。これによりまして、ベトナムとの事業が少しは進んでまいると信じております。

続きまして、26日「医療法人拓誠会辻村病院創立30周年記念式典」というのに招かれて行きました。我々は柳の地で柳光「太陽の村」という形で辻村さんがやっけていただいております。辻村病院30年で個人医院から特養の施設、また、デイサービスといろんなことをやられておりまして、我々にも医療福祉の面で十分な貢献をしていただけたらと思っております、これからの連携を大切にしたいと思っております。

8月30日「総合教育会議」。教育委員会のほうで、小中一環教育に関する方針案を決めていただきました。この総合教育会議であらためてその方針案を決めたところでございます。これをこれからパブリックコメント、あるいは住民の皆様方に周知徹底させていただいて、いろんなご意見を聞き、進めてまいるところでございまして。9年間の教育で、15歳で、どんな中学生をつくりあげるのかというところが我々の重要な使命かと思っております。

続きまして、9月1日「なら健康・省エネ住宅を推進する県民会議」設立記念シンポジウムというのがございました。これは四条畷だったと思いますが、歯医者さんが10年前くらいからシックハウスの研究から、この「健康・省エネ住宅を推進する国民会議」というのを立ち上げておられます。そのなかで、奈良県としても奈良の木ブランド化も含めまして、県木連も含めまして、この県民会議を設立したところでございます。健康・省エネ住宅を推進するということで、これは県のほうでも奈良県材・吉野材の健康に対する優位性等を研究されておりますので、こちらのほうとも協力をしながら、吉野材の普及に努めていきたいなと思っております。

最後の9月4日の奈良日日新聞社120周年記念式典は、これは台風で中止にな

りました。

以上、行政報告とさせていただきます。

あらためまして、慎重審議をお願い申し上げまして、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程1 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、御覧の上ご了承願います。

日程2 報第6号「平成29年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。報第6号について説明申し上げます。

平成29年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告についてというところで、平成29年度の決算におきまして、一般会計・各特別会計につきましてはいずれも赤字決算でないため、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については「―」の表示となっております。

また、実質公債費比率については7.6%。将来負担比率については87.1%と、いずれも健全化判断基準を下回っているというところでございます。

また、添付しておりますとおり、30年、今年の8月9日に当町の監査委員の監査を受けまして、審査としまして受けていることも併せて報告させていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程 3 報第 7 号「地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分 of 報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。芳田教育次長。

芳田教育
次長

報第 7 号の地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記の事故に係る損害賠償額を定め、和解することについての専決処分を説明させていただきます。

相手方 (A)、(B) についてはお示しのとおりでございます。

公用車運転者については記載のとおりです。

事故の概要。平成 30 年 7 月 12 日午後 9 時 30 分ごろ、(A) 氏所有の公用車代替車両を運転し、町道上市 1 号線から町道上市 18 号線に左折する際、車両左後方ドアが (B) 氏宅の家屋柱に接触し、家屋柱及び当該車両が損壊をいたしました。

賠償額その他和解条件について、過失割合については町 100%ということでございます。損害賠償額については、(A) 19 万 2,229 円、(B) 4 万 6,440 円。その他、今後、吉野町及び相手方双方本件事故に関して、異議を申し立てないことを確認いたしました。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程 4 議第 36 号「吉野町地域交流施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。北谷総合政策参事。

北谷総合
政策参事

議第 36 号「吉野町地域交流施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて」説明申し上げます。

地域自治協議会の活動拠点の位置づけとなる吉野町地域交流施設について、その設置及び管理について必要な事項を定めた条例でございます。

今回は、旧国栖幼稚園と旧国栖小学校体育館を国栖地区自治協議会の活動拠点として、必要な事項を定めたものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程 5 議第 37 号「吉野町税条例等の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。議第 37 号についてご説明を申し上げます。

改正理由につきましては、今、提案理由にありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律等の改正によるものでございます。

改正内容については、大きく三点ございます。

まず、個人町民税につきましては、非課税均等割課税の所得要件の変更でございます。

また、二点目としまして、法人町民税。資本金 1 億円以上の大規模法人については電子申告することが義務付けられるというところでございます。

また、三点目としまして、町たばこ税につきまして税の引上げ、並びに加熱式たばこの課税区分等を整備するものでございます。

また、その他適用条文、字句等の修正でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

野木議長	質疑を求めます。 お諮りします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。 日程 6 議第 38 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。小泉住民福祉参事。
小 泉 住 民・福祉 参事	失礼いたします。議第 38 号 吉野町手数料条例の一部を改正することにつきまして、ご説明をさせていただきます。 先ほど提案理由にございましたとおり、この条例の改正につきましては、居宅介護支援事業者の指定権限が、県のほうから町のほうに移譲されたことに伴いまして、介護保険事業者の指定・更新に関する事務審査を行う際に、奈良県がこれまで徴収していた額と同等額の手数料を徴収していくこととするために、手数料条例の別表にその旨を新規に規定するものでございます。 平成 30 年 10 月 1 日からの施行となっております。 以上、ご審議のほど。よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 お諮りします。本案を文教厚生委員会付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 39 号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉住民福祉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

失礼します。議第 39 号につきまして説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、介護保険報施行規則等の一部を改正する等の省令が公布をされたことに伴いまして、関係条例等の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、地域密着型サービスにおけます訪問看護員につきましては、介護職員初任者研修課程修了者に限定をする条件を追加することとしたものでございます。

その他、条番号の変更でありましたり、用語の整備等でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 40 号「吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉住民福祉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

議第 40 号につきまして、説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、介護保険報施行規則の一部を改正する省令が公布をされてことに伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、条例改正内容説明資料の新旧比較表のほうを御覧いただきたいと思います。

第 2 条第 3 項のところで、主任介護支援専門員につきまして、介護保険施行規則第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者というふうにしていたものを、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定をする主任介護支援専門員と改めることとしたものでございます。

これは、主任介護支援専門員に関しましては、資格を更新するには、更新研修を受けることが義務付けられたことによりまして、関連の条例等にも更新の文言が必要となる可能性が出てまいりました。

その条件につきまして、介護保険法施行規則に規定をされております必要資格の基準を明記している条文を前提とすることで、今後の条例改定時にも対応できるように関係条例の条文を変更したものでございます。

なお、吉野町の地域包括支援センターは、町の直営というふうになっておりまして、1 名の主任介護支援専門員が配属をされております。資格の更新研修は平成 32 年ということは、平成 32 年度中に受講し、更新を予定をしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 41 号「吉野町老人福祉センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉住民福祉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

議第 41 号につきましてご説明を申し上げます。

今回の工事につきましては、工事名のとおり、老人福祉センターの耐震補強及び大規模改修工事でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札による契約。

契約金額は、7,938 万円でございます。

契約の相手方は、吉野町大字宮滝 272 番地の 3 株式会社 上田工務店でございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から、竣工につきましては平成 31 年 3 月 10 日でございます。

支出科目につきましては、記載のとおりとなっております。

資料といたしまして、耐震補強のための撤去部分を示しました平面図。また、改修後の配置図及び平面図をつけてございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。上滝議員。

上滝議員

議第 41 号の内容でございますけれども、この案件そのものについては賛成でございます。

ただ、娯楽施設等々あるわけでございますけれども、改修のなかで、お風呂は非常に汚い、その風呂だけ改修しないのはなぜなのか、っていうようなことで私のほうに、電話がありましたんでそこらの内容、お風呂をもうちょっと補正組んででもちゃんとしたって欲しいなと、こういう思いで発言をいたしました。そのことに対して、担当課のほうからご説明を願いたいと思います。

野木議長

小泉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

失礼いたします。ご質問ありがとうございます。

中荘温泉につきましては、もう皆さんもご存じのとおりですね、老人福祉法に基づく老人福祉センターでありますけれども、温泉も併設をした中荘温泉ということで、広く町民の皆様にもご利用をいただいております。

また、泉質のほうも良質でございまして、神経痛とかあるいは関節痛、疲労回復にも非常によいということで、こじんまりはしておりますけれども、人気がございます、町外からのご利用もございます。

議員のおっしゃるとおり、温泉が目玉の施設ということも、ひとつ言えるのではないかというふうにも思っております。

ただ、今回の工事につきましては、基本、耐震工事ということでございます。

しかしながら、耐震工事の補強をしていくというなかで、筋交いといいますかブレースというものを入れたりしてまいります、その課程のなかで、その際にはですね、浴室の例えば大きな窓も一部新調もいたしますし、また、男女の浴室を分けております仕切り壁がございますけれども、そちらのほうも作り変える予定であります。

また、脱衣場のほうに設けられたトイレのほうも、作り変えようというふうなことでありますので、そんなことで、浴槽そのものの大きさを変えるということにはなりませんけれども、一定程度きれいに仕上がるものというふうに思っております。

ご利用していただいております皆様には、すべての要望をお受けするということにはできませんけれども、そのあたりも含めましてご理解をいただきたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

なかなかわかりやすくご説明をいただいたわけですが、だれでも入ったらあの中荘温泉きれいだな、あの風呂だけは特にきれいだな、というような感じにさせていただいて、同時に、工事が3月の10日ですか。工期がね。で、できた

ら早くしていただいて、待っておられる方もたくさんおられると思います。

まあ、そんなことで、入ったら風呂はきれいやな、というようなことに鋭意努力をしていただいたら結構かと思います。

ありがとうございました。以上。

野木議長

お諮りします。本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって議第 41 号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 41 号「吉野町老人福祉センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

お諮りします。本案を可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案を可決することに決しました。

日程 10 議第 42 号「吉野町地域交流施設に係る指定管理者の指定について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。北谷総合政策参事。

北谷総合
政策参事

失礼します。議第 42 号「吉野町地域交流施設に係る指定管理者の指定について」説明申し上げます。

吉野町地域交流施設の設置及び管理に関する条例において定めた施設について、その指定管理者を国栖自治協議会に選定し、管理業務を行ってもらうための議案となります。

よろしくご審議お願い申し上げます。

野木議長	質疑を求めます。 お諮りします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。 日程 11 議第 43 号「吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。小泉住民福祉参事。
小 泉 住 民・福祉 参事	失礼します。議第 43 号につきまして、説明をさせていただきます。 めくっていただきまして、吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の選定についてでございます。 施設の所在地は、吉野町大字檜井 583 番地でございます。 指定管理者になる法人の名称でございますが、所在地は 奈良県吉野郡吉野町大字丹治 130 番地の 1 健やか一番館 4 階。団体名は、社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会でございます。 選定委員会の開催は行ってございません。 指定管理期間でございますけれども、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定してございます。 協定の概要でございますが、別添の協定書に基づいて協定をしていきたいというふうに思っております。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 お諮りします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 44 号「吉野町過疎地域自立促進計画を変更することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。議第 44 号 吉野町過疎地域自立促進計画を変更することについて、ご説明申し上げます。

1 枚めくっていただきたいと思います。

今回は、4つの区分において変更をお願いするものでございます。

まず、産業の振興部門で、観光又はレクリエーションの事業。

また、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というところで、市町村道の道路整備。

また、教育の振興というところで、学校教育関連施設の校舎。あるいは、集会施設、体育施設等の整備でございます。

また、その他地域の自立促進に関し必要な事項としまして、県との包括連携協定等につきましての事項について、変更をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程 13 議第 45 号「平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号につい

て」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。議第 45 号「平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号」につきましてご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

まず、第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,438 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 61 億 9,513 万 3 千円とするものでございます。

また、第 2 条におきまして、地方債の変更でございます。「第 2 表 地方債補正」によるというところでございます。

6 ページをお開きください。今、申し上げました第 2 表の地方債の補正でございます。観光施設整備、スクールバス更新、臨時財政対策債におきましてそれぞれ限度額を変更するものでございます。

歳入歳出について、概要を説明申し上げます。予算説明書の 14 ページ・15 ページをお願いします。

まず、歳入の補正でございます。第 9 款「地方特例交付金」第 1 項「地方特例交付金」第 1 目「地方特例交付金」でございます。37 万 4 千円の増額補正でございます。

また、第 10 項の「地方交付税」でございますが、項・目ともに「地方交付税」でございます。4,791 万 6 千円の増額でございます。内訳につきましては、普通交付税が 3,931 万 6 千円。特別交付税が 860 万円でございます。

第 12 款の「分担金及び負担金」でございます。農林水産業費の分担金でございます。災害復旧事業費分担金としまして 87 万 5 千円。農地災害復旧の事業の分担金でございます。

また、第 14 款の「国庫支出金」でございます。まず、第 1 目の「総務費国庫補助金」でございますが、地方創生推進交付金としまして 1,920 万円の補正でございます。また、教育費の国庫補助金としまして、教育総務費の補助金が 34 万 8 千円の減額。また、社会教育費の補助金が 118 万 6 千円の増額でございます。

16・17 ページをお願いします。第 15 款の「県支出金」でございます。災害復旧費の県補助金でございます。農林水産施設の災害復旧費の補助金として 1,025 万円の増額補正でございます。

また、繰入金でございますが、地域福祉基金の繰入金が 896 万 8 千円。また、世界遺産・吉野ふるさとづくり基金の繰入金が 500 万円でございます。

また、第 19 款「繰越金」でございます。繰越金としまして、1 億 4,748 万 8 千円の補正でございます。

また、第 21 款「町債」でございます。先ほど地方債の補正でございました、町債の増額でございます。観光商工債としまして、観光施設整備事業で 200 万円。教育債としまして、スクールバス更新事業債で 210 万円。また、臨時財政対策債につきましては、62 万 5 千円の減額でございます。

歳出の概要につきまして、説明申し上げます。20 ページ・21 ページをお願いします。

まず、第 2 款の「総務費」でございます。第 1 目の「一般管理費」としまして、一般管理事業で 100 万円。寄附金が 100 万円。これにつきましては、西日本豪雨災害の見舞金に充当するものでございます。

また、第 3 目の「基金費」でございます。基金につきましては、まず財政調整基金の積立金として 1 億円。また、その他特定目的基金としまして、減債基金の積立金が 5,000 万円でございます。

第 3 款の「民生費」でございます。第 2 目の「老人福祉費」につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金、81 万 3 千円の補正でございます。また、第 4 目の「保険年金費」としまして、後期高齢者医療特別会計への繰出金。これが、896 万 8 千円でございます。

第 3 款の同じく「民生費」でございますが、第 2 目の「こども園費」としまして、こども園管理総務事業として 80 万円の増額補正でございます。

1 枚めくっていただきまして、22・23 ページでございます。

第 5 款の「農林水産業費」でございます。第 3 目「治山事業費」で治山事業としまして 900 万円の補正。

また、第 6 款の「観光商工費」としまして、第 2 目「観光費」で観光力向上事

業につきまして 4,585 万円の補正でございます。

また、第 7 款「土木費」でございます。第 1 目の「道路維持費」としまして、町道管理事業として 300 万円の補正でございます。

また 1 枚めくっていただきたいと思います。24・25 ページでございます。

第 7 款の「土木費」でございます。河川費として、河川整備事業で 435 万円の補正。

また、第 9 款の「教育費」につきましては、第 3 目の「教育振興費」で通学バス運行事業で 183 万円の補正。

また、同じく「教育費」の第 5 目「文化財保存費」としまして、吉野万葉整備活用事業で 237 万 3 千円。

また、同じく第 2 目の「運動公園費」としまして、運動公園施設維持管理事業で 160 万円の補正でございます。

また、めくっていただきまして 26・27 ページでございます。

第 10 款の「災害復旧費」でございます。第 1 目の「農林水産施設災害復旧費」で現年補助農地農業施設災害復旧事業として 1,480 万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにしたします。

日程 14 議第 46 号「平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第 1 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉住民福祉参事。

小 泉 住 民・福祉 参事	議第 46 号「平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号」につきまして、ご説明を申し上げます。 まず、1 ページ目を御覧いただきたいと思います。 第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 896 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,096 万 8 千円とするものでございます。 歳入につきまして、説明をさせていただきます。12 ページ・13 ページを御覧をください。 第 5 款「繰入金」第 1 項「一般会計繰入金」第 3 目「その他繰入金」といたしまして、896 万 8 千円を増額補正するものでございます。 続きまして、16 ページ・17 ページを御覧下さい。歳出につきまして、説明をさせていただきます。 第 1 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 1 目「一般管理費」といたしまして、「委託料」896 万 8 千円の増額補正をお願いするものでございます。後期高齢者医療システムの更改にかかる費用の補正でございます。 ご審議、よろしくお願いをいたします。
野木議長	質疑を求めます。 お諮りします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。
	日程 15 議第 47 号「平成 30 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉住民福祉参事。
小 泉 住	議第 47 号「平成 30 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号」につ

きまして、ご説明を申し上げます。

1 ページ目を御覧下さい。第1条、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,472万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,262万1千円とするものでございます。

次に、14 ページ・15 ページを御覧下さい。歳入につきまして、説明させていただきます。第1款「保険料」第1項「介護保険料」第1目「第1号被保険者保険料」といたしまして、23万2千円を減額するものでございます。

次に、第2款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第2目「地域支援事業交付金」といたしまして、合計加減をいたしまして16万2千円を増額するものでございます。

次に、第3款「支払基金交付金」第1項「支払基金交付金」第1目「介護給付費交付金」とそれと第2目「地域支援事業支援交付金」といたしまして、合計合わせて112万円を増額するものでございます。

次に、第4款「県支出金」第2項「県補助金」第1目「地方支援事業交付金」といたしまして、合計加減をし、8万円5千円を増額するものです。

次に、1枚めくっていただきまして、16 ページ・17 ページでございます。第6款「繰入金」第1項「一般会計繰入金」第2目「地域支援事業繰入金」といたしまして19万3千円を減額するものでございます。

次に、第7款「繰越金」第1項「繰越金」第1目「繰越金」といたしまして、1,377万9千円を増額するものです。以上、歳入合計加減いたしまして1,472万1千円を増額するものでございます。

続きまして、20 ページ・21 ページを御覧をいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明をさせていただきます。

第4款「基金積立金」第1項「基金積立金」第1目「財政調整基金積立金」といたしまして1,007万7千円を増額補正するものです。

続きまして、第5款「諸支出金」第1項「償還金及び還付加算金」第2目「償還金」のなかで、国庫支出金等過年度分返還金といたしまして、565万円を増額補正するものです。

次に、第5款「諸支出金」第2項「繰出金」第1目「介護サービス事業勘定繰

出金」といたしまして、100 万 6 千円を減額補正するものです。

続きまして、サービス事業勘定の歳入につきまして説明をさせていただきます。32 ページ・33 ページを御覧下さい。

第 2 款「繰入金」第 1 項「保険事業勘定繰入金」第 1 目「保険事業勘定繰入金」といたしまして 100 万 6 千円を減額するものです。

次に、第 2 款「繰入金」第 2 項「他会計繰入金」第 1 目「他会計繰入金」といたしまして 100 万 6 千円を増額補正するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにしたします。

いったん、休憩を入れたいと思います。11 時 15 分から再開をいたします。

(午前 11 時 05 分 休憩)

(午前 11 時 15 分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程 16 認第 2 号「平成 29 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程 17 認第 3 号「平成 29 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 18 認第 4 号「平成 29 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 19 認第 5 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 20 認第 6 号「平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 21 認第 7 号「平成 29 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 22 認第 8 号「平成 29 年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定について」を議案として一括上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。ただいま一括上程されました、認第 2 号から第 8 号につきまして、一括して説明させていただきます。

なお、認第 2 号から認第 7 号につきましては、お手元に配布の平成 29 年度歳入歳出決算説明書において説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、歳入歳出決算説明書の 4 ページ・5 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、認第 2 号の一般会計の平成 29 年度の決算状況でございます。歳入決算額、58 億 8,435 万 3,673 円。歳出決算額につきましては、54 億 4,444 万 5,230 円でございます。形式収支は 4 億 3,990 万 8,443 円。翌年度へ繰越すべき財源につきましては、4,337 万 6 千円でございます。実質収支につきましては、3 億 9,653 万 2,443 円でございます。

一般会計の歳入の状況につきまして、款別に概要を説明させていただきます。

まず、第 1 款でございます。5 ページでございます。第 1 款の「町税」。収入済額は、7 億 4,291 万 3,694 円でございます。収入率につきましては、96.76%でございます。前年度比、2,421 万 1,791 円の増となっております。なお、町税の収入済額の項別の内訳につきましては、5 ページの下の方のとおりとなっております。

また、1 枚めくっていただきまして、6 ページでございます。中ほどに、町税の各税目別の主な増減理由について、記載させてもらっておりますので、よろしくお願いします。

第2款「地方譲与税」でございます。収入額は4,571万8千円。前年比258万4千円の増でございます。

7ページでございます。第3款「利子割交付金」173万6千円。同じく、前年比43万8千円の増でございます。

第4款「配当割交付金」660万6千円。前年比160万1千円の増。

第5款「株式等譲渡所得割交付金」でございます。658万円。前年比398万3千円の増でございます。

第6款「地方消費税交付金」でございます。1億2,652万円でございます、前年比457万7千円の減となっております。

8ページをお願いします。今、申し上げました地方消費税交付金の目的別収入状況につきましては、通常分としまして8,108万円。また、社会保障財源分としまして、4,544万円でございます。この社会保障財源分につきましては、下に、ちょっと小さくて申し訳ございませんが、充当先の事業について記載させていただいております。

第7款「ゴルフ場利用税交付金」でございます。2,833万8,292円。前年比52万5,893円の減でございます。

第8款「自動車取得税交付金」でございます。1,508万9千円。457万9千円の増でございます。なお、その下のグラフでございますが、第3款の「利子割交付金」から第8款の「自動車取得税交付金」、いわゆる各種交付金と呼ばれるものの増減の5年の推移のグラフでございます。

9ページ、第9款「地方特例交付金」でございます。54万1千円。13万7千円の減。

第10款「地方交付税」でございます。25億5,321万2千円。前年比1,259万5千円の減でございます。地方交付税におきましては、全体収入の43.39%を占めております。また、地方交付税の内訳でございますが、普通交付税として、21億4,318万3千円。特別交付税として、4億1,002万9千円となっております。

10ページをお願いします。第11款「交通安全対策特別交付金」でございます。90万9千円の決算額でございます。前年比5万8千円の減。

また、第12款「分担金及び負担金」でございます。647万5,959円。277万7,539

円の増でございます。

第 13 款「使用料及び手数料」でございます。決算額は 1 億 608 万 8,223 円でございます。前年比 429 万 8,716 円の減でございます。

第 14 款「国庫支出金」でございます。決算額は 3 億 4,415 万 738 円でございます。前年比 5,569 万 287 円でございます。国庫支出金の収入済額の前年度との項別の比較につきましては、下の表のとおりとなっております。

第 15 款「県支出金」でございます。決算額が 2 億 5,671 万 6,761 円。前年比 857 万 556 円でございます。これにつきましても、負担金、補助金、県委託金の内訳については、その下の表のとおりでございます。

12 ページをお願いします。中ほどでございます。第 16 款「財産収入」2,680 万 2,463 円。前年比 420 万 8,272 円の増でございます。その財産収入につきましては、ほとんどが財産運用収入で、財産貸付収入並びに利子及び配当金となっております。

13 ページをお願いします。第 17 款「寄附金」でございます。総額 1 億 3,984 万 4,538 円でございます。そのうち、その下の表でございますが、一般寄附金のなかで世界遺産吉野ふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税でございます。これにつきましては、1 億 1,491 万 2 千円の決算でございます。昨年度比 2,605 万 8,092 円の増でございます。寄附金の全体の 82%を占めております。

14 ページをお願いします。第 18 款「繰入金」でございます。3 億 9,063 万 2,400 円。前年度比 2 億 3,322 万 2,308 円の増でございます。繰入金、いわゆる基金からの繰入でございますが、その内訳につきましては、その下の表のとおりでございます。

また、基金の残高状況につきましては、同じこの説明書の 36 ページに記載いたしておりますので、よろしくお願いします。

第 19 款「繰越金」でございます。4 億 280 万 933 円。前年度比 5,839 万 6,113 円の減でございます。

15 ページをお願いします。第 20 款「諸収入」でございます。決算額 1 億 3,057 万 8,662 円でございます。前年比 1,605 万 4,277 円でございます。そのうちの、1 番大きく占めるのが雑入でございます。1 億 2,255 万 466 円となっております。

す。

その下に、今申し上げました雑入の内訳等を記載させてもらっております。

16 ページをお願いします。第 21 款「町債」でございます。決算額は 5 億 5,210 万円でございます。前年度比 9,910 万円の減でございます。また、町債の平成 29 年度の末の状況につきましては、この説明書の 35 ページに記載させてもらっております。

また、町債の内訳につきましては、その下の表のとおりでございますが、内訳としまして臨時財政対策債が 1 億 4,180 万円。また、その上の公共土木施設災害復旧につきまして 600 万円とございまして、それ以外につきましては、過疎・辺地債でございます。

17 ページをお願いします。一般会計の歳出の状況でございます。款別にご説明申し上げます。

第 1 款「議会費」でございます。決算額 7,552 万 2,595 円。前年比 477 万 1,111 円の減でございます。

第 2 款「総務費」でございます。11 億 9,382 万 7,078 円でございます。また、翌年度繰越額としまして 1 億 465 万 8 千円となっております。支出の前年比につきましては、2,951 万 7,561 円の増となっております。

また、総務費の項別の支出額につきましては、下の表のとおりでございます。

第 3 款「民生費」でございます。18 ページでございます。決算額 10 億 9,380 万 7,980 円。前年比 3,367 万 9,748 円の増でございます。同じように、民生費の項別の前年比較につきましては、下の表のとおりでございます。

19 ページ、第 4 款「衛生費」でございます。支出済額は、7 億 4,805 万 3,955 円で、前年比 1 億 6,142 万 1,078 円の減でございます。なお、翌年度繰越額につきましては、482 万 5 千円となっております。

下でございます。第 5 款「農林水産業費」支出済額は 1 億 7,266 万 7,569 円となっております。前年比 4 万 198 円の増でございます。また、繰越額につきましては 1,008 万 9 千円となっております。農林水産業費の農業費、林業費、水産業費の内訳につきましては、下の表のとおりとなっております。

20 ページをお願いします。第 6 款「観光商工費」支出済額は 2 億 407 万 7,257

円。前年比 1,592 万 4,850 円の増でございます。

観光商工費の項別内訳につきましては、その下の表のとおりでございます。

21 ページをお願いします。第 7 款「土木費」でございます。支出済額は 5 億 9,266 万 62 円でございます。前年比 1 億 957 万 7,324 円。また、繰越額につきましては 1,300 万円となっております。項別の前年比較につきましては、その下の表のとおりでございます。

第 8 款「消防費」でございます。3 億 7,333 万 6,903 円でございます。前年比 3,422 万 64 円でございます。

22 ページをお願いします。第 9 款「教育費」でございます。3 億 7,080 万 3,042 円。前年比 1,599 万 6,715 円。また、繰越額につきましては 853 万 2 千円でございます。

教育費の項別の内訳につきましても、その下の表のとおりとなっております。

23 ページで、第 10 款「災害復旧費」支出済額 5,610 万 1,467 円。前年比 4,716 万 6,922 円。また、翌年度繰越額として、1 億 1,734 万円でございます。

災害復旧費につきましては、その下のグラフを御覧いただきましたらわかりますとおり、吉野町に災害の影響が出た場合、執行額が多くなっているという傾向でございます。

第 11 款「公債費」でございます。5 億 6,358 万 7,322 円。昨年度比、4,415 万 6,567 円の増でございます。

第 12 款「予備費」でございますが、これにつきましては、充当等をしておりませんので、決算額はゼロとなっております。

以上が、一般会計の決算状況の概要でございます。

続きまして、24 ページ・25 ページでございますが、認第 3 号の国民健康保険特別会計の決算状況でございます。

歳入決算額、14 億 922 万 3,335 円。また、歳出決算額につきましては、14 億 462 万 2,347 円。形式収支並びに実質収支ともに 460 万 988 円となっております。

その下に、歳入の状況を記載させてもらっております。歳入のうち、主なものにつきましては、国民健康保険税が 2 億 2,487 万 9,688 円でございます。また、国庫からの支出金が 3 億 917 万 290 円。また、前期高齢者交付金が 4 億 1,937 万

6,477 円。等となっております。

国民健康保険特別会計の歳出の状況でございますが、25 ページでございます。

主なものにつきましては、下の表の二段目でございます、保険給付費が 8 億 9,409 万 1,264 円。また、後期高齢者支援金等が 1 億 3,618 万 517 円。共同事業拠出金としまして、2 億 7,491 万 505 円となっております。

また、25 ページの一番下の表でございますが、国民健康保険事業の概要につきまして、前年度の比較をしております。加入世帯数であったり、被保険者数を表示させていただいておりますので、また、ご参照いただけたらと思います。

続きまして 26・27 ページでございます。認第 4 号の後期高齢者医療特別会計の決算状況でございます。

歳入決算額、1 億 4,563 万 330 円。歳出決算額は、1 億 4,531 万 4,540 円。形式収支、実質収支ともに 31 万 5,790 円でございます。

その下が、歳入の状況でございます、主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が 9,386 万 6,820 円。また、繰入金が 4,892 万 8,099 円となっております。

27 ページが後期高齢者医療特別会計の歳出の状況でございます。主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合への拠出金でございます。1 億 3,938 万 7,277 円となっております。

27 ページの一番下の表が、後期高齢者医療事業の概要で、前年度比較でございます。被保険者数であったり、1 件当たりの費用額等を記載させてもらっております。

28 ページをお願いします。認第 5 号の介護保険特別会計のなかの保険事業勘定の決算状況でございます。歳入決算額 11 億 9,244 万 6,311 円。歳出決算額につきましては、11 億 7,866 万 8,183 円。形式収支、実質収支ともに 1,377 万 8,128 円となっております。その下の表につきましては、歳入の状況でございます、介護保険の歳入の主なものは、保険料としまして 2 億 2,153 万 5,310 円。また、国庫支出金が 2 億 9,535 万 6,629 円。支払基金交付金が 3 億 1,275 万 5,157 円。等となっております。

29 ページに介護保険特別会計の保険事業勘定の歳出の状況でございます。歳出

のなかで主なものにつきましては、保険給付費－これが全体の 92%以上を占めておりまして、10 億 8,554 万 6,618 円でございます。また、同様に 29 ページの一番下に介護保険事業の概要につきまして、被保険者数等につきましての前年度比較を記載させてもらっております。

30 ページをお願いします。同じく介護保険特別会計のサービス事業勘定でございます。歳入決算額、歳出決算額ともに、571 万 7,725 円でございます。

歳入の状況、並びに歳出の状況は以下のとおりでございます。

31 ページをお願いします。認第 6 号の下水道事業特別会計の決算状況でございます。下水道事業につきましては、歳入決算額、歳出決算額ともに 2 億 3,999 万 672 円でございます。

その下が歳入の状況でございます。歳入の主なものにつきましては、二段目の使用料及び手数料、2,441 万 7,186 円。

また、繰入金。一般会計からの繰入金でございますが、1 億 7,883 万 6,796 円。また、町債としまして、2,910 万円となっております。

また、歳出の状況でございますが、下水道事業費が 5,211 万 4,624 円。公債費が 1 億 8,787 万 6,048 円となっております。

32 ページでございますが、下の表でございます。下水道の普及状況等につきまして、前年度比較を記載させてもらっております。全体区域の人口また、認可区域の人口等を記載させてもらっております。

33 ページをお願いします。認第 7 号でございます。農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算状況でございます。

歳入決算額が 3,859 万 6,394 円。歳出決算額が 2,944 万 9,591 円。形式収支、実質収支ともに 914 万 6,803 円でございます。

歳入歳出の状況につきましては、以下の表のとおりでございます。また、歳出の農業集落排水事業費としまして、648 万 4,501 円。公債費につきましては、2,296 万 5,090 円となっております。

34 ページ以降につきましては、各種資料を添付させてもらっております。繰出金の状況であったり、町債の状況、また、36 ページは基金の平成 29 年度末の状況を一般会計、介護保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の順に書かせ

てもらっております。

また、38 ページでございますが、平成 29 年度から平成 30 年度への繰越事業の中身について、記載させてもらっております。一般会計と下水道事業でございます。

また、39 ページにつきましては財産。39 ページ以降につきましては、一般会計と農業集落排水事業特別会計の財産の状況につきまして、記載させてもらっております。

41 ページ以降につきましては、各会計の節別の歳出状況について、前年度との比較の表を順次つけさせてもらっておりまして、一番最後、48 ページが一般会計、特別会計の総合計につきまして節別の支出状況を書かせてもらっておりますので、また、ご参照いただけたらと思います。

続きまして、認第 8 号でございます。平成 29 年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定についてというところで、これにつきましては、決算書をご参照いただきたいと思います。

決算書の 2 ページでございます。1 番としまして、現金勘定でございます。預金利子として 1 万 263 円。また、貸付金元利収入として、2 万 6,190 円。これにつきましては、吉野町土地開発公社への貸付金の利子でございます。また、前年度からの繰越金が 3,397 万 3,870 円でございます。現金勘定につきまして歳入合計は、3,401 万 323 円となっております。歳出につきましては、不動産の取得等がございませんでしたので、執行額はゼロでございます。よって、歳入歳出の差引額は 3,401 万 323 円でございます。

また、資産の内訳として、まず 1 番の固定資産でございますが、有形固定資産として 2 億 3,635 万 5,491 円。投資としまして 8,730 万円でございます。2 番の流動資産につきましては、先ほどの差引額が現金預金として残っているというところでございます。

また、決算書の 3 ページにつきましては、土地開発基金の財産の状況を書かせてもらっておりますけれども、29 年度中の変動はございませんでしたので、よろしく申し上げます。

一括上程されました、認第 2 号から第 8 号までの説明につきましては、以上で

ございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

野木議長

ただいまの各会計歳入歳出決算の監査報告を、中井監査委員にお願いします。

中井議員

監査報告をさせていただきます。

去る 8 月 9 日、木村監査委員とともに地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 29 年度吉野町一般会計・特別会計の各決算における歳入歳出簿等の審査並びに、平成 29 年度決算に基づく財政健全化審査を行った結果を報告いたします。

審査の結果、歳入歳出簿等の関係帳簿はすべて正確であった。

各収支とも決算内容は法に触れるものがないと認める。

歳入歳出とも適正に行われており、すべて予算に適応しているものと認める。

決算内容は、正確に処理されており、誤りがないものと認める。

歳計現金の管理状況は、万全かつ適正な管理を行っているものと認める。

財政健全化審査における、実質公債比率については、早期健全化基準を下回り、おおむね適正である。

将来負担比率については、早期健全化基準と比較すると、これを下回りおおむね適正である。

との結果でありました。

以上、平成 29 年度吉野町一般会計・特別会計の歳入歳出決算の審査報告を終わります。

野木議長

上程いたしました各会計歳入歳出決算について、質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

奥出参事のほうから、丁寧なご説明をいただいたわけでございますけれども、各科目別に人件費があります。あるいは、物件費も各科目にございます。私、聞くところによると、財政課で 29 年度の決算に基づく経常収支比率が 96.9 と聞いております。その、物件費のなかに、総額なんぼあんのかわらんけども、物件費のなかに人件費が含まれとる。

町長は私に差別をよくするわけですがけれども、私は、物件費のなかに人件費をいれることは間違いであろうと。間違いでない、都合のええ行政としてやっとなんではないのか。また、物件費から嘱託賃金やアルバイト賃金、あるいは給与をいれた場合、経常収支比率をごまかせるんではないのか。それを抜いたら、経常収支比率が、もっと高うなんのではないのか。というような心配をしております。とりわけ、奥出参事のほうから、物件費の総額、まちまちになったら足し算したらええわけですがけれども、わかんねやったら話をして欲しい。

もひとつ、給与費は私は総額で 11 億と聞いております。11 億っていうのは、給料だけで 11 億なのか。報酬もいれて 11 億なのか。理解に苦しみます。今、現在、税収を聞いておりますと、だいたい 7 億 2,000 万。人件費が 11 億。とんでもないことやってる。ほかの企業でしたら倒産です。夕張になつとります。それを心配しております。とにかく、決算に基づく説明をまあいっぺんお願いしたい。以上。

野木議長

奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。

まず、今のご質問のなかで、物件費のお話がございました。物件費の総額につきましては、7 億 7,598 万 5 千円となっております。その内訳のなかで、今、議員が指摘されました、賃金でございますが、1 億 3,423 万 6 千円となっております。その他、物件費には旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、それから使用料及び賃借料等がございまして、1 番大きなものにつきましては、委託料等が 3 億 4,898 万 2 千円等となっております。

また、先ほどの経常収支比率の計算に用いる数字でございますが、経常的な収入、いわゆる収入額のうち臨時的な収入を差し引いた額と、それと支出につきましても、各年度の支出額のうち、臨時的な経費を差し引いた額の特定財源収入を除く一般財源負担額で算出しております。

で、確かにおっしゃるように、経常収支比率につきましては、10 月頃、県のほうから正式発表になるんですけれども、今、お持ちの数字というのは、速報値で

	ございまして、確かに 96.9%となっております。 で、その変動の理由でございますけども、それにつきましては、昨年度と比較しまして、経常的収入のなかでは、地方税・各種交付金等の増につきまして、1,661 万 2 千円の増となっております。ただ、経常的支出のほうで、人件費は横ばいですが、物件費、繰出金ともに減少しております。ただ、広域行政への負担金、吉野広域であったり、県広域消防、あるいは南和広域医療や、その他の会計の繰出金等につきまして、1 億 3,877 万円 4 千円の増ということになったことによりまして、昨年度に比べまして、悪化したというところで、96.9%の数字となっております。以上でございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	簡単に教えて欲しいねけども、先ほど、説明のなかで、今の説明のなかで、物件費のなかに賃金が 7 億 6 千万って言いましたな。
奥出総務参事	いえ。
上滝議員	ちごたん。なんぼやったん。
野木議長	奥出総務参事。
奥出総務参事	失礼します。物件費の総額が 7 億 7,598 万 5 千円。そのうち (不規則発言) 賃金が 1 億 3,423 万 6 千円でございます。
上滝議員	1 億 3,400 万ほど物件費のなかに給与が含まれておると。人ともと同じような扱いでええのかよってという部分が私の言いたいところ。そして、今までやったさかいそうしたんか、っていう部分。また、町長・副町長・教育長らはこの

	決算、29年度に基づいて、精査したのかどうかお聞ききたい。 副町長からお願いします。
野木議長	はい、副町長。
和田副町長	はい。ありがとうございます。 決算監査も含めまして、最終的な決算額が出ております。そうしたなかですね、歳入歳出も含めて、適正な執行をさせていただいていると思うんですけども、今、おっしゃっていただいたように、人件費であったり、賃金であったりというふうな部分についてはですね、その年によって変動があったと思います。ただし、支出につきましてはですね、効率的でなおかつ適正な支出であるというふうな形で、精査をしてまいりますけども、今後とも引き続きましてですね、その支出について適正であるかどうかはですね、きちっと精査をしていきたいというふうに思っております。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	まだ、精査をしてないってことやな。精査をしていきたいって言ったでしょ。
和田副町長	今まで以上に精査をしていきたいというふうに思っております。
上滝議員	私が言いたいのはね、やっぱり町税もよけ入っとるし、皆さんの税金ですわ。これが無駄遣いしとるように見えますからね、無駄遣いのないように。この監査は、中井議員はしっかりして、監査していただいとるけども、プラスマイナスしとるだけやなしに、そのいった費用が、歳出が、どううまいこと使われておるか、ということまで精査して欲しいということをおっしゃるんですよ。 ほて、まあ最後に、奥出総務参事。一般会計での各課別によって、それぞれの

	給与の額が違いますね。そのトータルは、だいたい、私から思ったら 10 億と考 えとんねけども、正確な数値はいくらですか。
野木議長	奥出総務参事。
奥出総務 参事	失礼します。 29 年度の人件費の総額でございますが、ここには議員さんの報酬であったり、 各委員等の報酬も含まれてあります。また、災害補償基金の負担金であったり、 退職金の積立金も含めまして、29 年度決算額は一般会計としまして、9 億 9,791 万 1 千円でございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	おおかた 10 億っていうことやな。 ま、そんなことで、新しい下中議員やら上議員、あるいは山本議員も初めて聞 いた話やと思いますんで、この人ら、しっかりとまた勉強もしていただいたら結 構かと思います。 以上、終わります。
野木議長	お諮りします。認第 2 号から認第 8 号については、予算決算特別委員会に付託 いたしたいと思いますが異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、認第 2 号から認第 8 号については、予算決算特 別委員会に付託することにいたします。 日程 23 「要望等について」 要望書が 3 件提出されております。 まず、吉野山観光協会 会長 東 利明 氏他 2 名により提出されております 「吉野駅からの新たな二次交通の構築について（要望）」についてを議題とし、

事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

質疑を求めます。

お諮りします。本要望については産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本要望は産業建設委員会に付託することにいたします。

続いて、吉野山交通・環境対策協議会 会長 東 利明 氏他2名により提出されております「観桜期代替バス運営費用補填に関する要望書」についてを議題とし、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

質疑を求めます。

お諮りします。本要望については産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本要望は産業建設委員会に付託することにいたします。

続いて、河原屋自治会 会長 小川 喜昭氏他2名により提出されております「消防車両更新に関する要望書」についてを議題とし、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

質疑を求めます。

お諮りします。本要望については総務委員会に付託いたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本要望は 総務委員会 に付託することにいたします。

昼食休憩に入りたいと思います。１時から再開をいたします。

(午前 11 時 58 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

野木議長

再開します。これより一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございましたので自席で待機願います。

日程24 一般質問に入ります。

中井章太議員より出されております

(1) 行政機能の核となる役場庁舎の今後について

(2) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）創設における行政の体制整備について

の一般質問をお願いします。

中井議員

4 番中井でございます。一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

冒頭、一般質問に入る前にですね、町長からもあいさつありましたけれども、この6月議会以降、本当に自然災害が多発しております。6月におきましては大阪北部地震、そしてまた7月には西日本の豪雨災害、そしてまた昨日、台風21号、そして本日は北海道、震度6強の地震ということで、本当に多くの方々が犠牲になられ、被災されていますことを、あらためまして心よりお悔やみ、またお見舞いを申し上げたいと思います。

そういった意味で、これからですね本日は2点、行政機能の核となる役場庁舎の今後について、また、森林環境税及び森林環境譲与税創設における行政の体制整備についてということで、いずれも想定外のいろんな災害が起きます。そういった意味から含めて、防災の面も含めてですね、今の行政体制について質問をさせていただきたいと思います。

まず、行政機能の核となる役場庁舎の今後についてでございます。

人口減少による自主財源の減少が想定されるなかで、今後は公共建築物、イン

フラ資産等の更新費用はさらに増大してまいります。財政的にもかなり厳しい状況が予想されるなかで、公共施設等の更新にかかる投資的経費をいかに確保していくか、公共施設そのもののあり方、役割、機能も含めて、町のグランドデザインを描きながら、効果的かつ長期的な視点に立って考える必要があります。

平成29年3月に策定されました吉野町公共施設等総合管理計画における公共施設等全体の将来更新費用の推計を見ましても、今後40年間で約602億2,000万が必要となり、年間の平均額は15.1億円と試算されています。これは、過去5年間の平均費用5.6億円の2.7倍の額にあたります。

これはインフラも含めてですね、全体の更新費用でございますけれども、特に施設とか公共建築物の将来更新にあたっては、最初の10年間で10億を超えるという財政的にも非常に大きな負担になってくることが、この公共施設の総合管理計画で推計等出ております。

それは、原因としましては、建築後31年から60年の建築物が7割弱、27.7%の施設が耐震性が確保されてない状況でございます。こういった意味でいきますと、この公共施設に関しては今後の40年間で294.4億円ということで、過去5年間の平均の6.2倍にあたる金額が必要になってくるというふうな状況が推計されております。

そこで、このような状況のなかで、まだ方向性を打ち出せていない行政機能の核となる役場庁舎、これに関しては昭和34年建設でございます。ここをどうしていくのか。当然耐震性も含めて、改修、建て替え、庁舎移転などですね、さまざまな可能性を秘めていると思います。

それも、なぜこのタイミングで質問させていただいたかという、熊本地震におきましても、庁舎が倒壊するということで使えなくなった。そして、政府のほうも平成29年度に、市町村の役場機能緊急保全事業というのを活用できるということで創設されました。従来の役場の機能をやはり継続できる状態であるかということで、こういった保全事業というのも発令されております。

自然災害に対応できる防災拠点として、また現在進めている小中一貫事業の関連性から、またさらにはですね、吉野高校で林業大学校、フォレスト・アカデミー事業というさまざまな今、動きが出てきております。そういったなかで庁舎を

どういうふうにしていくかっていうことは、早急に方向性を示していかなければならない時期だと考えております

先ほどは、この市町村役場機能保全事業ということで、財政措置とか平成32年までの4年間に建てかえるということ、また、建て替えなくても計画を立ててついでということで、一定の期間を定めて庁舎の建て替え事業というのを推進しています。

また、今年の6月15日ですか、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）のなかでもですね、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」という方針がなされております。

これは、実際に社会保障費が増大するなかで、財政健全化を目指して、2019年度から2021年度まで経済財政と財政健全化の両立を図る基盤強化期間と国自身も位置づけて、地方財政のこれからの健全化を目指してくださいということで、ある一定の交付税措置はしていきますよというふうな形で方針を出されております。

こういったことがいろいろな環境が今出てきているなかで、ある一定の庁舎、そしてまた小中一貫も含めて、今決めていかないとですね、将来世代に非常に大きな負担を背負わせていく、そういうことにもなりかねません。

ですから、現時点で持続可能な行政機能の核となる役場庁舎の方向性、方針について、町長のご答弁、ご見解をお願いしたいと思います。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。大変重要な課題でございまして、ご指摘をいただきありがとうございます。

まず、役場庁舎の件でございますが、もう今ご指摘いただいたとおり、もう50年以上たっておりまして、耐震もできておりません。これはもう、かつてから、もう10年前ぐらいから議会でも何人もの方々から、ここ大丈夫かということをお聞きしておりました。一応、何年か前に耐震の診断をいたしまして、応急措置な

ら1億強で何とかなるんじゃないのかというふうな診断だけはいただいております。

ただ、特に当時は全く役場の建て替えに関しましては補助金等がなくてですね、全く自前でやらなきゃならないということがございましたんで、二の足を踏んでおりました。また、先にしなきゃならないのは学校関係、あるいは避難所等に値するところの耐震であろうというところから、まずは学校、幼稚園——当時は幼稚園ですね——、こども園のことをやっておりました。

また、議員ご指摘のとおり、熊本の地震、益城町、今度皆さん方、見に行くこともあるかもしれませんが、その庁舎が倒れて機能不全になったところから、あの時点から、32年度までに建て替えするなら財政措置しようというふうなことを言っておきまして、防災拠点となるところに関する補助についてということではこれからはあるのかなと思っておりますが、どうしてもその期間のなかでは我々ではなかなかできなかったというのが現状でございます。

今、小中一貫教育あるいは吉高がフォレスト・アカデミーになるというような話からいろんなご指摘をいただいたわけですが、私どもといたしましては、まだ先月30日に総合教育会議で、小中一貫教育を吉野中学校の敷地内で施設一体型とするのが望ましいという、そういう方針案をいただいたところでございまして、これがまだ決定をしております。

それが決定された後のことですが、そうすると、次は吉野小学校、吉野北小学校を統合してそこになるということを前提にいたしますと、残った旧来の校舎はどうするかという話になってまいります。

従来からここを建てかえるのか、耐震して使うのか、いろんなことございますけれども、そういう子供たちの数の問題、あるいは本当にいい教育をするために一貫教育をやっていくんだというふうな方針から考えましてですね、どうしても残ったところに使いたいというような感覚がございます。

正式というのでも何でもございませぬし、私の思いが中心でございまして、これは私の思いをこれからいろんな方々とともに、いろんな知恵を出していただいて、これから知恵を結集して町全体で考えていかなきゃならないんでございますが、まず、施設一体型の小中一貫教育整備を行うことが前提でございまして、

跡地利用といたしましてですね、例えば吉野小学校は大和上市駅、吉野駅、吉野神宮駅からも近うございますし、警察、病院等も近うございます。このへんににぎわいの拠点ができないかと。100万人を超える観光客の方々、また地元の住民の方々が交わるような、そういうふうな集える場所、観光客の方が素通りじゃなくて滞留できる、そういうことを含めてですね、そこに役場機能を持たすということがなかなかおもしろいのではないかなというふうな私のアイデアとしては持っておりますんで、小学校が移転すると決まった後に、どうそれを対応するかということを皆さん方と一緒に考えていきたいなと思っております。

また、吉野北小学校といいますのは、龍門地区におかれましては文化施設、スポーツ施設が集まっておりますので、そういった方向での人の集まり方、にぎわいをどうつくるか。カヌーのワールドマスターズもございますし、そちらの方向でのどういった中心地をしていくのかなということも、これも含めまして皆さん方とともに考えていく、ともにつくっていくのだということでございます。

ちょっと多少時間かかりますので、その間にどうかなというのはございますが、財政的なものもございます。とりあえず今、この何年間かで、たくさんの方が避難できる大ホールを耐震させていただいて、今現在が中央公民館棟の耐震をしているところでございまして、その後をどうしていくかということを含めて検討していかなきゃならないなと思っているところでございます。

以上であります。

野木議長

中井議員。

中井議員

ただいま町長から、特に小中一貫に絡んで、その2校がどういうふうな施設での活用ができるかという、町長の今の思いというか、それを聞かせていただきました。

いずれにしてもですね、財政とこれ、両方セットでやっぱり考えていかないと、いくらその条件が整っても、財政措置がなくなってきた、将来への将来負担が増えてくると非常に厳しい状況になってくる、選択肢が非常に狭くなってくるんじゃないかなという思いもございます。

それと同時に、先ほど災害の話もさせていただきましたけども、想定外である未曾有の災害がいつ起きるかわからない。これが今、現実やと思うんですね。ですから、吉野に関しましても、上流にダムを抱えてまして、それである程度調整はできるといえども、非常にゲリラ的豪雨が発生すると河川氾濫ということも考えられます。やっぱり過去の歴史に、吉野小学校、保育園とかもありますけれども、実際にあそこは氾濫をしているんですね。ですから、今現在でも、待避所のなかに、内水氾濫の部分では避難所になってますけども、洪水に関しては避難所になってないというのが現状だと思います。

ですから、いろいろな選択肢をですね、課題を上げて、そのなかの最善の方法をやはりとっていくというのが、今、この庁舎を含めた役場の行政・公共施設のあり方じゃないかなというふうに思っております。

ですから、現状の公民館の隣接した場所をどういうふうな形にするか。実際に空き家の問題がたくさん増えてますけれども、少しずつですけども、光としては、三奇楼ゲストハウスができたり、また、地域のなかでにぎわいのコミュニティの居酒屋をしていこうかという動きも出てます。ですから、いろいろな意味合いのなかで、恐らく駅を中心としたエリアというのは、これから、コンパクトシティまでとはいわないですけども、吉野町の行政機能の中心になってくるとこかなというふうに思いますんで、ぜひそのへんをですね——実は総合計画（2020年）のなかにもこの庁舎というのは、現実としてまだ入っていないんですね。ですから、入っていないからこそ、これはもう来年、再来年に向けて、もう今から動いて、来年度ぐらいには方針を打ち出していくというふうな感覚のスケジュールでぜひ臨んでいただきたいなというふうに思いますけれども、そのへんの体制について、もう一度町長からご答弁願えますでしょうか。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

体制と申しましても、とりあえずは小中一貫教育が施設一体型でできるということが、まずこれが皆さん方からご意見いただいて、正式決定ができるのが前提でございます。その後、地域的になりますけれども、吉野小学校の校区内の方々

を中心にした、その地域の方々にどういうまちをつくっていきましょうかというふうなことを検討する協議会をつくっていくのかなと。また、吉野北小学校に關しましては龍門地区中龍門地区を中心といたしました方々で、どういう使いみちをしていくのかなということを立ち上げてやっていくんだろうと、そういう計画でございます。

時間的にも結構かかりますので、第4次総合計画は今3年目で、あと2年ございまして、その間にはまず無理でございますので、第5次のなかに、そこを整備しながらにぎわいをつくって行って、町全体をゾーンとしてどうつくっていくか、そのころには多分吉野山の協定を結んだ計画も実施されてまいりますんで、そういうところで見えてくるのかなと思っております。

野木議長

中井議員。

中井議員

今現在のなかで、確たる答弁というのはなかなか難しい部分もあろうかと思えます。ただ、先ほども1点ありましたけれども、財政的にこれからごみ処理施設、広域化を含めてですね、こういう負担金というのが恐らく出てこようかなというふうに思います。そういう意味で、将来負担比率っていうのもですね、これはやはり29年度の決算では87.1%になってますけれども、実際に平成32年度、75%とか、庁舎がある程度動かされるぐらいの公共施設等総合管理計画等々の見直しも含めて、現実的に進めていただけたらいいのかなというふうに思いますんで、ぜひこのへんの部分の方針をできる限り早い段階で出していただきたいなというふうに思います。

続きまして、2番目の森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税創設における行政の体制整備について質問をさせていただきます。

先ほど来、自然災害が多発するなかで、森林の適正な管理を進めるべく、森林環境税の創設、森林経営管理制度がいよいよ来年4月からスタートをいたします。自治体としての対応整備も含めて、林業経営に適さない森林に関する管理においては市町村みずからの果たす役割も大きくなることから、林地台帳の整備や森林GISによるクラウド化など、森林情報の整備に向けた一般質問を2017年3

月議会と12月議会にさせていただきましたが、現段階における制度に対応できる体制、組織づくりができているのか。

この質問をさせていただいたときも、GIS、また林地台帳を含めてですね、いろいろと整備を進めていくという答弁、担当参事からもいただいておりますので、その点につきまして、まず、現況も含めて担当参事からご答弁をお願いいたします。

野木議長

宮本産業・観光参事。

宮 本

ご質問ありがとうございます。

産 業 ・
観光参事

ただいまいただきましたGIS、林地台帳の件でございますが、現在、県のほうから本年度、GISのシステムの更新ということで、現在事務を進めさせていただいているところでございます。

また、林道台帳におきましては、来年4月からというところもございます。これにおきましても、現在、県のほうから書式、またデータ、いただいておりますので、その照合に今現在、携わっているところでございます。

以上でございます。

野木議長

中井議員。

中井議員

今、県との体制のなかでということで説明をいただきました。ただ、実際にですね不在山林が多くて、いろいろな災害が起きてます。そういったときに、これはケースがいろいろありまして、その下に集落を抱えててですね、そこに土石流の被害が起きる可能性がある。それも森林所有者の自助力があるところと、また放棄されているところ、このへんがですね全然わからなくなっているわけですね。

ですから、自助力があるところは何とか財源を多少負担してもろてやれるけども、全くないところは町財源ですべてやっぱりやっていくというふうな形で、まず、そのエリアなり、災害リスクの高いところも含めてですけれども、所有者情報

っていうのを的確に把握していかないとですね、いつまでたっても多分そのへんの負担というのが、町負担がなんぼでも増えてくると思うんですね。

ですから、6月の議会でしたかね、やはり災害は全部上げてあるけども、県への要望も上げてあるけども、やっぱり全部なかなかその財源が通らない。ということは、やはり緊急性を要するところは、町単独予算で災害復旧に臨まなければならぬというところが、非常に最近は見えてきてるのかなというふうに思うてます。

そのなかでですね、過去は、財源をどうするかっていうところもやっぱりあったと思うんですね。奈良県としては、森林環境税500円を取られて、県として約3億、森林整備に対して2億5,000万ほど使われてます。それがそれぞれの自治体に割り振られてですね、放置林の整備ということでやられてると思うんですね。

ただ、それ以上に今度の部分は、来年度からは総額200億の譲与税が国からそれぞれの人口林割合とか、林業の就労人口に応じて配分されると。その財源をやっぱりどうやって使っていくかっていうことがすごい大事だと思うんです。

ですから、それを今までのように、例えば森林組合に丸投げしてしまうんじゃないくて、やっぱり吉野町として、林業・木の町としてのところもありますけれども、災害を未然に防ぐというふうな立ち位置をこれからやっぱりとってほしいなというふうに思います。

そうなってくると、今回の風台風でも倒木による災害もやっぱりかなり見えます。それは、道路際のやっぱり倒木もあるわけですね。そうなってくると、同じような緊急間伐をしてるんやけども、なかなか道路沿いが手つかずのところはまだまだ多いっていうのもあると思うんです。

ですから、まず森林情報を把握して優先順位を決めていくというスタンスを、吉野町であれば1,000万ほどの金が入ってくるのであれば、それをうまいこと、これから毎年ずつ上がっていくわけですから、そして2024年度には森林環境税として実質もう少しまとまった金が入ってくる状態まで持っていくという形をとらなければいけないのがですね、今のこの状況かなというふうに思います。

その点はですね、今、担当参事として、それを進める状況であるのかどうか、

課題があればその点ご答弁いただけたらなというふうに思います。

野木議長

宮本産業・観光参事。

宮 本
産 業 ・
観光参事

ただいまいただきましたご質問でございます。

現状といたしまして、森林譲与税につきましては、平成31年度から本町のほうにもいただけるというところでございます。これにおきまして、事務に携わる職員に対しましての部分でございますが、もうどこの市町村も同じかと思えます。大変もう精通した人間が少のうございます。これに対しましては、やはり県の指導、又は近隣町村とも連携をとりながら、この新たなシステム等につきましてはの体制づくりっていうものを考えていかなければいけないのではないだろうかという部分でございます。

また、譲与税につきましても、使途、いろいろございます。おっしゃっていただきますように道路際の倒木等につきましても、やはり同じように、今度は町のほうでそういう部分っていうのは取り決めさせていただけますので、やはり優先順位というのを決めさせていただきながら、これも町独自で決めるんではなしに、やはり地元等とも勘案しながら検討させていただければなというふうに思うところでございます。

野木議長

中井議員。

中井議員

実際にですね、スタートするときに、ある程度目に見えるような形でですね、組織として動いてもらえることを期待するわけでございますけれども。実際に振り返ってみますと、組織として自伐林業推進室っていうのができたわけですが、結局これがあまり機能していないと思うんですね。地域おこし協力隊として入ってきたけども、もうだれも今いない状況です。ですから、結局それはどこに原因があったのかっていうこともやっぱり見きわめていかないといけないなというふうに思ってます。やはり林業をしたいという形で来たときに、3年間しっかりと育成してですね、民間に引き渡すか、行政の一員としてこれを担ってい

くかというスタンスをやっぱりとれてなかったんじゃないかなというふうに思います。

ですから、そこに関していろいろと体制の問題なのか、組織的な問題なのか、もう一度クリアにさせていただいてやっていただくことも、一つのこれからの体制づくりかなというふうに思ってます。

そこで、徐々に、これは組織的なこともちょっと絡んでくるんで、提案なんですけれども、実際にこれだけ災害が多発するとですね、今の担当課、産業観光課と暮らし環境課のほうで分かれているんですけども、もともと農林、建設という形で山と林道とかそういう形、セットでやっていたと思うんですね。ですから、今、当然こういう森林環境譲与税の部分でいくと、間伐とかいうふうな部分と、そしてまた林道、これもですね砂防の問題、これは県とか国の部分もあるかもわからないですけども、やはりライフラインと山そのものとセットに考えていける方法、これは自然災害を未然に防ぐ方法の一つとしてですね、やっぱりやっぺいかなといけないんじゃないかなと思うんです。

ですから、よく過疎債のなかで、自立促進計画のなかにも出てきますけども、林道でもずっと書いてあるんですけども、これが実際に暮らし環境の担当課と実際に山をこういう環境譲与税で優先的にしていくとこと、これが実際にこれから増えていったときに、森林GISとかクラウド化されていると、皆さんが多分パソコン等で見られるんでしょうけども、やはり紙面等々、台帳等々で調べていたりとか、そのへんが一つの課でないとなかなか政策としてできない部分もあるんじゃないかな。また、それを町民さんとか林家さんとかこれからいろいろ説明会していったときにも、そこが必ずセットになってくると思うんですね。

ですから、従来あった林道、道とこういう森林整備の部分ですね、ここをやはり一つ、課の再編も含めてですね、やっていったほうが私はいんじゃないかなと思うんですけども、町長のお考えをお願いいたします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

貴重なご意見ありがとうございます。

実はいろいろやってまして、どこの町村もそうなんですが、技術屋さんが少ないんです。我々は今、技術屋さんが幸いちょっとたくさんいらっしゃいますんで、これをまとめて、技術的なことは全部そこに委託すると。例えば今の公民館の耐震でも、中身やってる工事とか、そこに関しては全部お願いすると。企画はこちらですけれども、そちらで頼むよと。そういう形での連携をやっておりまして、それはあまり崩したくないなと思っております。

今のご指摘もそのとおりなんですけど、今回のこの森林経営管理制度がきちっと寄ってきて、持ち主の籍も明確化すると。市町村の仕事が中心的な役割を担っていかなきゃならないというところで、林業全体を、山全体を分けていってどう対応するかっていう、そういう今言いましたように、道路際は切れるようにするとかですね、いろんなことを町で決めていく。林業全体を決めていって、現実に林道をつくるのはそちらの仕事という、そういう形での分業といいますか、そうしないと、これから今後、技術屋さんをどれだけ確保できるかとか、難しい話がありますんで、あくまでも産業としてって、私はそのつもりでおります。

森林管理制度を財源を譲与税にお願いして、そしてそこに人を入れてどう動かしていくかって、ここが一番の課題かなと思っておりますんで、それでもそういう人材があらわれるのか、非常に難しいものがございますので、またご相談させていただきますが、またいろいろとお知恵を出していただきますようによろしくお願い申し上げます。

野木議長

中井議員。

中井議員

現実的にですね、やはりそれを統率できる人材というのが、これは地域林政アドバイザーとかっていう話もありましたけども、これ、全国的に見てもなかなかやっぱり人材が不足しているんですね。ですから、そのときに、やはりちょっと今までの視点じゃない、画期的な人をやっぱり——ずっとそれはおってくれたらいいんですけども、なかなかそういう方がおられなくても、そういう全国で展開している方もですね、一時的にちょっと刺激を与えていただけるような方もですねやはり、その制度説明も含めて一度そういう場とかですね、その関係者も含め

て、そういうふうな機会をこれからぜひ持っていただければなというふうに思いますし、そういった活動をぜひお願いしたいなというふうに思います。

ですから、財源の活用については森林整備、そしてまた木材利用、森林環境教育とか、いろいろ多種多様、3つほどに分かれるんですけども、吉野町にこういう山の多いところはやはり森林整備になってくると思うんですけども、逆に攻めるっていう形になってくると、森林環境教育、学習机とか、ああいう取り組みが実際に林野庁のこの制度のなかの木材利用としても出てるわけなんです。

ですから、そういうふうに産業として生かされる部分はしっかりと攻めていく、また、町民さんの命を守る、災害のリスクを減らすという観点から、この森林整備を町が主体となってやれる体制づくり、それがやはり強いて言えば広域のエリアのなかでこういう譲与税とか環境税の森林整備ができる体制、そしてまた職人の育成につながってくるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひそういったところに着眼をおいてですね、進めていただければなというふうにお願ひいたします。

以上で質問を終了させていただきます。

野木議長

続いて、薮坂 眞佐議員より出されております

- (1) 小学校普通教室にエアコン設置を
- (2) 防災・減災の取り組みに支援を
- (3) 吉野町の農業活性化について

の一般質問をお願いします。

薮坂議員

8番、薮坂です。

まず、台風21号で被害を受けられた方、停電が続いている地域の皆様の暮らしの早急な復旧のために役立つ9月議会であることを願って質問をさせていただきます。

1番、小学校普通教室にエアコン設置を求めます。

昨日の吉野町の天気予報は最高気温31℃でした。けさ、吉野小学校へ行く子供たちに聞いてみますと、教室はやっぱりものすごく暑かった、しんどかったって

いうふうに言っていました。

7月は猛暑日が続き、今後もエアコン、絶対に必要だろうと。今はまだ残暑厳しきとまではいいませんが、残暑も予想されます。ですから、県下でもいろんなエアコン設置の要望が出されて、9月議会には、あちこち補正予算を組んでおります。

子育て支援日本一を目指す吉野町の補正予算に、議案書をいただいたときすぐ目を通しましたが、補正は全然組まれておりませんでした。非常に絶望的な思いをして、子育て支援日本一、恥ずかしくて看板として上げられないなというのが私の実感でありました。早急に設置計画作成と、設置をお願いしたい。

ご答弁よろしくお願いします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

結論から申しますと、今回補正は出ませんでした。来年度の本予算には必ず上げたいなと思っております。

エアコンの状況でございますが、小学校は確かに普通教室には今設置してございませんが、私、就任してすぐに吉野中学校の建て替えがございまして、そのとき唯一した設計変更は、普通教室にエアコンをつけろという話でございました。その後、こども園にもエアコン等をさせていただいて、小学校がなかなか、この先どうなるのかも含めて二の足を踏んでおる。また、補助金申請がなかなかうまくいかなくて、何年間か見送ったというのが現状でございました。

今回いろいろ熱中症等の騒ぎでございますけども、幸い図書室でありますとかパソコンの部屋でございますとか、エアコンが設置してある教室でございますので、そこを使い回しして何とか切り抜けていただいたというのが現状でございます。幸いなことに施設内での熱中症というのは吉野町ではなかったということでございます。

いろいろな方のお知恵を合わせ出しながらがんばっておりますけれども、ぜひ県や国の制度も含めながら、研究しながら、来年度には本予算で上げたいなと思

っております。

野木議長

薮坂議員。

薮坂議員

来年度の本予算にしてくださるということで、まずはほっとしたんですけれども、実はけさの北海道地震、震度6強というのを見てましたら、やっぱりこれが普通の日の教室で、例えば冬場だったらどうなるんだろう。吉野小学校はきちっとしたヒーターが固定型であります。でも、吉野北小学校は暖房がブルーヒーターで、これは移動式で固定ではありません。ですから、石油が入っているけれども、炎は直接出ないというこのブルーヒーター、震度6強だったらどうなるんだろう。もしあれがこけたりしたら、子供たちは必ず地震があつたら机の下に潜るという指導を受けているから、すぐに潜ると思います。そういうことから考えても、本当は早急に設置をしていただきたい。できれば、冬休み中に工事をしてもらうぐらいの。

また、県のいろんな情報を聞いておりましたら、設置計画があるところから優先的に補助金なり何なりが出ていくんじゃないかというお話もありました。県や国の動向待ちというのが今の吉野町の状況ですけれども、少しでも早く子供たちがやっぱり命の危険にさらされるようなことのないように、くれぐれもよろしくお願いします。早速にでも、やっぱり設置計画、電源の確保云々も含めて取り組んでいただきたい。12月議会にはいろんな概要がきちっと上がってきて、議会に報告していただけるように、必ず実現していただけるようお願いをいたしたいと思います。

それから、2番目に、防災・減災の取り組みに支援をしていただきたいということです。

大阪北部地震のときのブロック塀倒壊で、女兒が死亡しました。教訓として、吉野町は何を学んだんだろうか。吉野町内の通学路のみならず、災害時避難経路の点検もこれから要と思うんです。

そのなかで、4点お尋ねをします。

ハザードマップや自主防災による点検で危険と思われる箇所に対し、どう安全

な経路確保を目指すのか。危険箇所の集約を情報を共有、危険除去の公的支援についてのお考えをお尋ねしたい。

岡山の豪雨でもそうですけれども、ハザードマップでは危険地域が全部わかっていたにもかかわらず、それがハザードマップがあることさえ、配られていることさえ住民の自覚になっていないというのが、後からどんどんわかってきております。

住民たちが避難するときに、特に吉野町のような場合には、ハザードマップのイエローゾーンにあたるところが、さあ避難しましょう、避難してくださいって呼びかけていいものかどうかという、非常に不安な状況と裏腹の状況です。

ですから、このあたりで危険箇所の集約を情報を共有、危険除去の公的支援についてどうお考えかが1点目。

2点目、ブロック塀や屋根瓦、きょうの朝の北海道地震でも、ブロック塀が壊れて建物に影響を与えているという場面が映されておりました。屋根瓦など防災対策をしたいと思う、そういう施主さん、地主さんたちに住宅リフォーム助成制度の適用等支援できるように、もしこれがだめでも、何かほかの支援ができるように早急に取り組んでいただきたい。

3つ目が、危険倒壊空き家など、既に調査済みのところで、避難路などにかかわる場所、どういうところがあるのか、吉野町の町民さんには知らされていない。だから、危険倒壊空き家はこの地域は今のところありませんとか、ありましたよとかっていう情報をみんなで共有して、それで初めて避難路を決めることができるんです。だから、いつも言われることは、それは自治協議会なり地域で決めてくださいって言われるんだけど、今、地域がそういうことを決められるような状況ではない。それほどやっぱり災害が想定外の形で起こっております。

ですから、これも含めて、ぜひこれから周知と対策についてどう考えていくのか、今後の見通しをお聞かせ願いたい。

関連してですけれども、今回の台風21号で、長期の停電の問題が出ております。関電のホットラインがパンクをして、安否を知らせる手段がない、そうおっしゃる方もおられました。また、高齢者の皆さんたちは、電話で電気屋さんにいったけど、電気屋さんが全然もう電源が入っていないっていうふうなことで、つな

がないんや、どうなってるんやろっていうふうな問い合わせがありました。特に上市地区の上ノ町の千股地区なんかはいきなり停電して、それがなぜ停電したんか、いつから停電してるのかは周りの人たちはわからない。私自身も見にいきましたけども、通行止めの看板があったけども、じゃ、倒木による通行止め、どういう状況かが見えなくて、どうしてもそこのお家まで行きたかったんで、ぎりぎりまで行きました。太い電線が垂れ下がっている。木がトンネルのようになっている。下にはいっぱい枯れ枝が落ちている。ああ、この状況では絶対避難はできないなというふうに思ったんですけど、しかも電話がつかない。スマホ、持ってない人たちもいたはる。そういうなかで、長期停電ということが新たな課題になってきています。

また、避難しなさいっていう放送を、避難準備しなさいって言われるけれども、お年寄りの皆さんが実際に、じゃ、避難所まで行けるのか。1キロ以上あるところが避難所に指定されているという地域もあります。集合住宅なんかでは高齢者が非常に多い。車に乗る人たちが本当は中心になっていろんなことしてくれたらいいんだけど、車に乗られる人たちは、その人がお休みの日は乗せて行ってもらえる。でも、仕事中とかで留守の場合には乗せて行ってもらえない。しかも、その集合住宅の集会所はトイレが壊れていて使えない。また、道路の水が流れ込む。そういう地域もありました。

災害に弱いという吉野町の現実が今、露呈をされてきております。何としても、どこへ避難したらいいんか、どのタイミングでしたらいいのかっていうのは、最終自己判断だとは思いますが、それまでに情報としてやっぱり皆さんで学習することが大事だと思います。

飯貝区は、今回初めて中央公民館に避難してもいいです、それも選択肢ですという放送が入りました。つまり地元の避難場所が非常に危険であるという。だから、皆さんは、2日間にわたって飯貝老人憩の家、2回にわたって開けてくださいました。でも、どなたも避難してこられなかった。あそこへ避難するぐらいなら、自分とこほうがまだましやろという判断のようでした。だから、中央公民館に避難も行けんねんっていうことであれば、やっぱりそういう情報ももっと早く整理をしていただいて、自治体や自治協任せでなく、避難所指定は町内で幾つ

か安全なところ、危険なところの洗い直しをしていただきたい。そして、地域を超えた避難ができるような、そういうシステムをつくっていただきたいなと思います。

北海道地震のを見てましても大変やと思うんですけど、今回の21号では町職員さんたちが町道を細かく回ってくれて、地元民が知らないけれども、気がつかなかったけれども、職員さんが発見してくれて、それでもう、その日の夕方、早速、倒木の問題、道路確保の問題のために動いてくださいました。ですから、町の職員さんたちが動いてくれてる、そのことに対して住民たちもやっぱりできることがあるんじゃないかなと思いましたので、ぜひ防災・減災の取り組みに支援をということでご答弁をお願いしたいと思います。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

自席から失礼いたします。

まず、危険箇所の危険の除去をどうするかという話でございます。

まずハザードマップ、配ってございます。これ今、今年度また、来年早々には県がもう一回やり直しまして、レッドゾーン等の指摘をしていただくわけでございます。

ただ、これ、ここ危ないですよと言うだけじゃ、話にならないんですね、おっしゃるとおり。だから、これをいかに知っていただくか。

それと、その箇所全部何とかしろと言われても、財政的な問題、人的な問題、いろいろネックがございます。究極はやっぱり自主防災組織だと私は思ってます、その方々が、お互いがこの場所は危険なんだと認識すること。レッドゾーン、イエローゾーンに対してどう対応していくか。ふだんからそこずっと見回りをして、地滑りしていないのかなとか、俗に言いますが、水の流れて水の色変わっていないかなと、そういうチェックの仕方どうするかと、そういうことをきちんと自分たちの避難場所も避難経路を含めたチェックを皆さん方でやって、その知識の共有をして積み重ねていく、そのことでしかとりあえずの対応はできないんやと思っております。

その上でなお、ここは我々の力じゃどうしようもない、修理しなきゃけないというふうなところを優先順位をつけて工事していくというふうな形しか、私は今そういう説明しかできません。

ということで、防災士もたくさんつくらせていただきました。吉野町には数十人いらっしゃいます。これ多分、全国的にも、市町村別で防災士比率という形で言うたらもう全国有数じゃないかと思ってますが、そういう方々と現地に入っただけの研修をどう積み重ねていって、その知識をどう皆さん方と共有するかと、これが大事なかなと思っております。

次に、ブロック塀等のは、当時問題ありましたときに調査いたしまして、これをどう対応するかということでございますが、今のリフォームの助成の制度で十分活用していただけたらと思っております。十分な金額の助成ができるかというところとまた別でございまして、今の制度のなかで、例えばブロック塀を木の塀に変えるとか、あるいは屋根の下地に木を使うということで、十分助成制度を活用していただけたら。現実に使っていただいている方もいらっしゃいます。

倒壊する家屋、これも、地域で決められないというのは、それはじゃ町で決められるのかというと、なかなかそれも難しゅうございまして、これも先ほど言いましたとおり、地元できちっと、これ危ないじゃないかというご指摘いただいて、それを町と一緒に共通して問題解決にあたるといって、そういう方法しかないのではないかなと思っております。地域で決められないことはなかなか町でも簡単に決められないんだと思っております。

長期停電等にどう対応するか、これも今回、特に広範囲にわたって関西電力も大変やったと思います。我々としては、電気工事するわけにいかなくて、その方々にどう不安を与えないように対応するかということでございます。

今回も、区長さん方を中心に1軒ずつ事情を聞いて回ってくれと、そしてどう対応するんだと、そこの方々はそのままいるのか、集会所に集まるんだったら発電機持っていきましょうとか、そういう細かい対応をさせていただいております。そういうことの積み重ねでしか対応ができないのかなというふうな、大変まどろっこしい説明しかできないで残念でございますが、そういう対応でしか今のところはやれないなと。

とにかく人の心と心をどうつなぐか、ふだんからどう見ていくか、地域は地域で守っていくと、そういう姿勢をどうつなげていくかということが重要やと思っています。

野木議長

藪坂議員。

藪坂議員

おっしゃっていることはわからないではないんですけれども、随分町長さんの認識と、私たちの高齢化がもっと進んでいるという感覚のずれは大きいなと思いました。

例えば飯貝なんかはイエローゾーンに指定されているところが広範囲にあります。そうしたら、その危険なところ、例えば1番のお答えで、危険なところをふだんから見回りをして、そしてこれは我々の力ではどうしようもないなという段階で初めて町へ持ってきなさいみたいな話なんですけど、まず、イエローゾーンの発生源になるところは、高齢者が近寄れる、あるいは住民たちが見回りをして異常な事態を発見できるような、そういう簡単な場所にはないということで、私自身は、イエローゾーンのところの山が崩れないように全部手当をなさい、そんなことは不可能だと思っています。

ですから、していただきたいのは、そのイエローゾーンの地域を全部、急傾斜で多額のお金をかけてしてほしい、そういうことではありません。ハザードマップが配られた。イエローゾーンがこんだけはっきりしてる。だから、飯貝の例えば私の地域を事例に挙げましたら、もう桜橋渡るための道が埋もれてしまいます。保育所の上の道路が崩れてきた山道で通れなくなります。そういう場合も含めて非常に困難な状況で、しかも高齢者がいる。だから、やっぱり基本は、もっこのハザードマップが示している中身を住民が理解できるための取り組みで、それは防災士が入って現地で云々っておっしゃってくださったけど、なかなかまだ防災士の、じゃ、どなたが担当をして飯貝見に来てくれんねん、丹治見に来てくれんねん、町営住宅はどうしてくれるんやみたいな、自分たちではどうしたらいいかわからないから、皆さん必死で、あちこちでもがいているのが現状です。

ですから、やっぱり団塊の世代がまだ元気な間に、ぜひそういうための学習な

り、次の避難場所、こんなふうに考えてもっと広域的な避難が可能、例えば体育館に逃げんのが一番安全やというふうに今まで何度も言われていました。でも、体育館としても受け入れには限界があるし、当然龍門や中竜門の人たちが優先的になるだろう。そういうことも含めてやっぱりちょっと広域的な避難ができるような避難場所、このへんは基本的にもっと規制を外した緩やかな形で受け入れ可能ですよみたいなことも含めて、じゃ、明るい間に車でみんなで体育館に行きましょうっていうふうになれば、その地域はすごく安全だと思うんです。ですから、そういうふうな形をぜひとっていただきたい。

住宅リフォーム助成制度が使えるということで、どうやって使うのかちょっとわかりませんが、木の塀に変えよというふうなことも一つの手だとおっしゃった。でも、木が腐らないで5年、せめて7、8年、10年までもたせようと思ったら、北小のあの工事でも見たように、非常に高いお金をかけて木塀が腐らないように腐食剤、防腐剤、人体に影響のないものにせんなん。これってやっぱりかなり難しいなというふうに思うんです。

ですから、うちの家も改修したいと思っているんですが、今は業者さんが忙しくて、なかなか見積もりにも来てもらえない状況ですけど、もっと低いブロック塀にするとか、いろんなやり方があるんですけど、とにかくそういうことをしたい人たちは要望を出せば何かの補助金で引っかかるんじゃないかって、そういう形で使えるような何とかアイデアをめぐらせて、自由闊達な形で考えていただきたいなというふうに思います。

それから3点目は、町長さんに反論じゃなくて、さらに聞きたいことばかりなんですけど、危険倒壊空き家を調べるという取り組みが3年ほど前にあったと思うんです。ですから、「地域から声上げてください」はもちろん当然必要だし、その情報を一元化してもらうのも必要なんだけど、危険倒壊地域といって、吉野町内で全部調べてもらって、データが全部集まっているはずだけど、それが地元に戻元されていないと思うんです。

だから、少なくとも、危険倒壊地域と判定されたんはこれだけで、ここの地域はそういうのありませんよとかいう情報をみんな共有する、そのことが出発点だと思うんですけど、このあたり全部含めていかがですか。

野木議長	北岡町長。
北岡町長	最後の危険倒壊家屋の話、これを上げていただいて判断して、強制的にやるという制度が一応ありますので、これはしたいから、各地域ごとに上げてくれるように区長さん方をお願いしろという話は指示はしております。 例えばそういうふうなことをどんどん目に見えて動いていかないと、やれるのかやれないのかわからないので、とにかく調べて、区長さん方をお願いして、各地区で1個ずつぐらい上げてこい。それも無制限でできませんから。持ち主調べてやりとりがあつて、しかもそれを判断してもらう会議も開かなきゃならないという、結構手間がかかる話なんで。でも、やりたいから、上げてもらってやろうよという話をして、指示はしてあるんですが、なかなか上がってこないのが現状でございます。
野木議長	薮坂議員。
薮坂議員	地域から上げるほうが早いというのであれば、それも含めてやっぱり住民さんたちからも声を上げて、それを区長さんなり自治会長さんがまとめて役場へ上げていく、そういう形でやっぱり吉野町の危険倒壊マップみたいなのができていくことが——避難路やら皆さんの日常生活に使う道路端じゃないところは、そこまでするのは不可能かと思うんですけど、少なくとも日常生活に使う道路に安全を確保するっていうことはもう絶対条件だと思うので、そういう形が早急に、このテレビを見てくださっている方たちも、じゃ、その情報を上げましょうってなっ てくださるように期待したいと思うんです。それでやっぱり安全な避難路を確保していきたいというふうに私自身は強く思っていますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。担当課はどこになりますか、それは。
	(不規則発言あり)

ああそう、総務課で。はい、わかりました。

そうしたら、3番目に移ります。

3番目ですけれども、私自身はこの間、何度も農業の活性化、吉野町の農業活性化について質問をしまいいりました。これまであまり農業活性化と言っても、おもしろく何ともない、何を言うとんの、吉野町の農業なんかっていうことで、テレビを見ておられる方からも、そんな絶望的なことに一生懸命してもあかんっていうふうなお話も聞きました。

でも、今、吉野町内に意欲のある農業者が非常に増えております。販路の確保のために、摘み取り体験や加工による特産品、土産物など、観光とつないだ取り組みをしたいとおっしゃる農業者、この方たちをやっぱりつなぐということが、異業種の人たちをつなぐ、生産者とそれから販売する人、消費者がつながって、地産地消の取り組み、またそれが観光としてお金を稼ぐ。先ほどからももうかるっていう云々がありましたけど、もうかる農業にしていくなために、農業一本で食べていけるとは思っていないんですが、それでも今、一生懸命農業に取り組んでくださっている方たちが元気な間に、何としても観光や、あるいはさまざまな加工品やとってマーケットを広げるような、そういう取り組みをしたい、そういうふうに思っておられる農業者が結構おられます。専門の担当職員を配置してほしい、6次産業化、これは本当に今、喫緊の課題だと思います。

また、我が家で少量だがおいしい野菜を作っておられる方や、退職後の生きがいに畑をはじめた方たちが意欲的に取り組んでおられます。川上でしたら、地域おこし協力隊の人たちが、作っているお野菜を集めて、やまいき市を土日ごとに開催しておられる。ぜひ地域おこし協力隊、農業分野の人、確保してほしい。もうずっと一貫して言っているんですけど。そして、畑を一生懸命する地域おこしの方はお1人来てくださっています。今度は、それと同時に、出荷の手伝いをしながら販売ルートを確保していく。そして、そのシステムが一つの仕事としてなっていくような、そういう人をぜひ地域おこしで入れてほしい。3年後には、その人がなりわいとして自立していけるような、そういう吉野町の農業も捨てたもんじゃないってことをどんと打ち出せるような、そういうシステムを確保していただきたい。

また、J Aが吉野町ではなかなか見えづらいんですけれども、本来J Aはやっぱりそういう農業指導や、あるいは販売指導を率先して行っていたところだと思うので、金融分野だけでなく農業分野での連携が強められるように、ぜひ吉野町としても、町としてJ Aに働きかけをしてほしいなというふうに思います。

それから、猛暑日が連続しましたので、新規に農業をはじめられた方たちも、今年のあの夏で、もう自然と向き合うなかでの農業生産の大変さを実感しております。生産量が今年は激減したというふうに、皆さんおっしゃっております。

そのあたりでの緩やかな補償システムをつくる、そういうことができないものだろうか。農業も自分たちのなりわいに役立つということを少しでも光を当てていただきたい。そういう思いを込めて質問をさせていただきます。答弁よろしくお願いします。

野木議長

宮本産業・観光参事。

宮 本
産 業 ・
観光参事

失礼いたします。ご質問のほうをありがとうございます。

ただいまいただきましたなかのご質問でございます。

6次産業化につきましては、時代のニーズであるというところでございますが、本町におきましては、まだ6次産業化に至っていないという部分でございます。

まず、6次産業化におきましては、開発、他に業務拡大、また雇用が増える、農閑期を加工業務に当てられるなど、労働の均一化が図れるというメリットはございます。

しかしながら、その一方では、初期費用がかかるといった課題も残されているところでございます。これにおきまして、県の6次産業化サポートセンターというものがございます。本町といたしましても、その指導を仰ぎながら、今後検討させていただければなというふうに思っているところでございます。

また、加工特産品ではございませんが、現在市場に出ております野菜でございますが、ほとんどが品種改良されましたF1という野菜が主流となっております。

ます。本町におきまして、このF1野菜ではなく、従来からの野菜であります固定種野菜、これにつきましては野菜の本来の持つ個性的な味を売りに、また色や形はF1種には劣りますけども、おいしい、味では負けない固定種野菜の栽培を今年度、試験的に取り組みをさせていただいているところでございます。

これにおきまして地域全体のブランド化を図りながら、さらに農業を生かした観光資源の一つとして地域の活性化に期待をできるもので、しっかりと取り組みをさせていただければなというふうに考えるところでございます。

また、地域おこし協力隊の今、お話もございました。専属で今、農業に携わっている協力隊1名、おられます。

川上のほうでは、販売までお手伝いという地域おこしの協力隊がいらっしゃるというところで、本町におきましても、やはり高齢化している生産者の方がいらっしゃると思いますので、やはりそういった部分でのお手伝いができる協力隊、又は市場調査等もやっていただけるような協力隊を、二番煎じではございませんが、やはり今後検討していく必要があるのかと思いますので、その分野につきましても、しっかりと募集、人員を探していただければなというところでございます。

あと、猛暑によりましての生産量激減という部分でもございます。そういった部分では、大変もう自然災害、今回の台風21号におきましても一部水稻が倒れたとかっていうケースも聞いているところでございます。

こういった方々への補償システムでございますが、水稻に関しましては水稻共済に入っただけ、又は、2019年からではございますが、収入保険制度というものが開始されるところでございます。

この制度におきましては、青色申告の実績が1年以上ある農業者の方におきましては、2019年1月から加入はしていただける。また、2018年度分の青色申告を開始していただく方におきましては、2020年の1月からこの収入保険制度に加入をしていただけるといった制度でございます。この部分につきましては、保険積立金、手数料を納付していただくことで、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されるといった制度でございます。

いずれにいたしましても、今後の農政制度におきましては、おっしゃっていた

だきますように、観光事業者又は商工業者など、多様な団体の方々とつながりを持ちながら、地域の稼ぐ力を引き出す6次産業化を目指すために、しっかりと地域に根差した人材育成と豊かな地域づくりを目指していくように、今後努めていかせていただければなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

野木議長

薮坂議員。

薮坂議員

今、お話ししてくださったとおり、やっぱり地域の稼ぐ力を引き出す、そのためにはやっぱり地域の誇りと愛着を醸成するって言われているDMOのような法人化、吉野総合株式会社とでも言えるような、食べることから観光から二次交通から全部つないだような、そういう形で吉野町が発展していけるように、ぜひ今の時期を逃さずに、役場も挙げて取り組んでいただけたらと期待しております。

終わらせていただきます。

野木議長

続いて、上滝義平議員より出されております

(1) 行財政改革について

の一般質問をお願いします。

上滝議員

5番、上滝でございます。

きょうは、行財政改革について、過去の経緯と現在の行財政改革がやってないやないかいというような思いで、きょうは正しい読み方をしようということで、いつもノー原稿でしておりましたけども、きょうはいろいろなことを聞きたいので、読まさせていただきます。しっかりと行政職員の方々はお聞き願いたいと思います。

国の地方財政改革である三位一体改革で、2001年に小泉内閣で示された骨太の方針により、地方交付税や補助金の縮小が打ち出され、吉野町も財政状況が非常に厳しくなり始めました。

2004年までは、基金を取り崩し、事業を縮小しながら乗り切ってきましたが、いよいよ厳しい財政状況となり、2005年に町新行財政改革を立て、すぐにプログラムの実施に取り組みました。実施にあたっては、町民のサービスの減少や公共料金の値上げによる負担で増えるため、住民説明会を開き理解を求め、行政内においても職員の削減や人件費、経費の削減に努めました。アルバイトの削減、職員の給与カット、そして職員の早期退職を促し、財政事情を理解してくれて、多くの職員が退職されました。こうした努力により年間1億円近く削減ができ、次年度の予算も組むことができました。

こうした経緯は、町長ご自身、ご認識しとるのか。ご存じですか、お答えください。自席でお願いします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

2005年からの動きということでございまして、私も議員でございました。動きは知っております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

よく認識をされておるなら、しっかりと行財政改革をやっていたかなければならんわけでございますけれども、平成23年に第2次行財政改革大綱ができ、改革の基本目標に「限られた行政経営資源（財源・人材）を有効活用」、「最小の経費で最大の効果を」と掲げられています。

今現在、税収が見込めないなか、私は、行財政改革により、経費の削減、管理職の削減などを再三求めてきました。そんななかで、どのような有効利用、その最小経費でどんな最大の効果があったのか、町長からご答弁を願いたい。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

具体的な状況を見まして、まず数字で言いますと、私、気づいたときよりもは

るかに基金は増え、経常収支率を含め、非常に数字はよくなっております。すべてよくなっておるところでございます、これ以上何を求めるか、よくわかっておりません。

ただ、議員、減らすことが大切だというお話かもしれませんが、減らすことによりまして、どれだけその閉塞感が漂って、その分景気が非常に悪くなったということもよくお考えいただきたいなと思います。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

減らすのが賢いのか、増やすのが賢いのか。私は今現在、5年前の人口を見たとき、現在と比較して1,300人ほど減少になっております。広報を見るたびに、マイナス16、マイナス20、マイナス5、とにかく増えたことが毎月ございません。やっぱり限られた人口で、限られた地方交付税と税収のあるなかで、もうちょっと無駄使いはやめてほしいと、こういう思いで質問をさせていただきました。

次に、平成23年に第4次吉野町総合計画ができました。前期計画が終わり、後期計画が2016年から2020年で、「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町」として4つの施策を上げて実施していると思いますが、その進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。町長から。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

政策1の「豊かな未来にいのちが輝くまちづくり」、施策が14ございまして、指標の設定が47、達成度は80%以上が32という形で、政策2につきましては、施策が3で、指標設定数が22で、80%以上が15と。以下続きまして、合計、基本施策が11本、指標の設定数が103、そのうち80%以上の達成が60ということでございまして、80%に達していないが27、まだアンケート調査などで、まだつかめていないのが16ということでございますが、まだあと2年を残しているなかではよくできていると思っております。

野木議長	上滝議員。
上滝議員	今、実施計画があるとしたら、それなりに成果が挙げられとるということですか。お答え願いたい。
野木議長	北岡町長。
北岡町長	はい。挙げておると思います。 先ほどの決算の認定のときの数字もございました。29年度におきましては、それぞれ町民税、法人税等も上がっておりますし、人口は減っておりますが、これは全国的な話でございます。最近のペースでいきますと、自然減はしようがないにしても、社会減は相当ましになっております。 それから、一度も上がったことがないとおっしゃいましたが、過去に2回だけ、これは特養の関係とか外国人の関係でございますが、上がったことはございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	とにかく人口が減り、税収も7億2,000万ですか、地方交付税も下がっておる、補助金もそれなりに下がっておるなかで、この計画に伴わないことがあるんじゃないのかというような部分がございますけれども、しかし、福井町長のときでしたか、そういう行革をしてから1億ほどプラスになったわけでございますけれども、そういう我々はよく知つとるわけですが、今は何も行財政改革をやってないような気が私はするんです。 これが将来、5年先、10年先どうになるんやろと。人は減るし、働く場所がないし、生活困難であると。とにかく高齢者比率ももう48.6%、もう50%に近いほど高齢者比率が上がっておる。 そんななかで、今まで育ててきた吉野町を、お年寄りの方々にいろんな思いをさせてはいけないので、やっぱり高齢者福祉に対して、力をもっともっと入れて

もらいたいなど、こういう思いも一方ではございます。

そこで、平成23年度の決算額と平成28年度の決算額はほぼ同じで、歳入は地方交付税もほぼ同額ですが、町税収入は6,300万円ほど減少しています。歳入が減れば、歳出の無駄をなくす。当然のことです。

しかし、不足分は繰入金や町債の増額で補っています。財政は明らかに厳しい状況だと思います。平成29年度当時の町債が5億3,000万ほどでございます。現在、30年度の町債は、税収が7億2,000万に対し、町債の金額そのものは7億9,000万円も借っております。返さんでもよかったらええけども、利息をつけて、毎年5億から6億ほど返している状況がどうなのかっていう部分で私は心配をしております。

そんななかで、2005年に新行財政改革で町民にお願いをしたサービスの減少や補助金のカットは今現在もそのまま。また、公共料金の値上げによる負担はさらに増し、一方、行政内部においては、限られた仕事の管理職が増加し、アルバイトが増え、超過勤務手当がどのぐらい出しておるんか知らんけれども、現在も増えておると聞いております。これは、行政内部は自由にして、住民には公共料金の値上げ等で我慢をさせていると言わざるを得ない。

そこで質問させていただきますけれども、こんな状況を町長はどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

中には水道料金のように下げたものもございますし、近隣の町村の上がり方よりも非常に少ない上がり方の部分もございます。それなりの努力はさせていただいておるところでございますし、また、できるだけ公平な形での進め方をさせていただきたいと思っておりますし、着実にやっておると思っております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

町長は町長なりに答弁の仕方があるけれども、それぞれ立場立場によって、も

のの見方、考え方が違うはずです。とりわけ、7月に職員が町長を入れて6人も公費でフランスに出張していますが、その目的と最小の経費で最大の効果があったのかお聞かせ願いたいと思います。

宮本参事から答弁をお願いします。

野木議長

宮本産業・観光参事。

宮 本
産 業 ・
観光参事

失礼いたします。

今回、パリのほうへ行かせていただきました。これにつきましては、日本政府とフランス政府の国家的プロジェクトといたしまして、「ジャポニスム2018」が開催されるところでございました。それにおきまして、本町で撮影されました河瀬直美監督の新作「V i s i o n」でございます。これがジャポニスムのオープニング記念に上映されると。こういったフランスで本町の認知度を高めるための絶好の機会と捉えまして、プロモーション活動をさせていただきました。

今回、日本政府観光局と県の観光局のご協力を得まして、パリ市内で日本への個人向けツアーを造成しております旅行会社、代理店を3店訪問させていただきました。そこで本町の吉野の森、又は修験道の文化等々、いろいろなご説明、プレゼンをさせていただきまして、大変興味を持っていただいたところでございます。

しかしながら、知名度といたしましては、高野山に対しまして極端に低いという、吉野イコール我々は桜というイメージでありますけども、かなり知名度というものは低かったっていうこともわかりました。

また、日本大使館などを訪問させていただいた際には、フランスの方の国民性でございます。自然や体験が好きで、その国の文化を熱心に学ぶ。又旅行先で体験したことを周囲に熱心に伝えるといった傾向があるということを教えていただきまして、フランスでは高野山が大変人気でございます。フランスの方々のそういった熱心な勉強好きなところに本当に高野山が受けているんだなというようなこともわかりました。

私たち吉野町におきましても、フランスにおきましてはインバウンド対応のタ

	ーゲットの国の一つでございます。引き続きまして、吉野の知名度拡大に、吉野への誘客をさらに進めさせていただきたいなというふうに思っております。 おっしゃるとおり、観光におきましてはすぐに結果が出るといった部分はございませんが、2年、3年先にはこういった、今プロモーションをやっている部分につきまして効果が出るように努めていかせていただきたいなというところでございます。 以上でございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	そんな説明は当たり前の話ですけども、何泊でいたんですか。
野木議長	宮本産業・観光参事。
宮 本 産 業 ・ 観光参事	3泊5日で行かせていただきました。
上滝議員	費用はどのくらい要ったんですか。
野木議長	どうぞ。
宮 本 産 業 ・ 観光参事	450万ほどかかってございますが、それによって今のプレゼンをさせていただいたところでございます。
上滝議員	試写会は吉野町内ですか、せえへんのか、教えてください。
野木議長	宮本参事。

宮 本 産 業 ・ 観光参事	試写会のほうにつきましては、本町のなかでもさせていただく予定であります。
上滝議員	まだ予算は組んでないな。
野木議長	どうぞ。
宮 本 産 業 ・ 観光参事	今回の補正予算のほうでお願いをさせていただくところでございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	乗っとなのけ。予算に。うん、それはええことや。 試写会をしていただく、そして認識を深めるということはええことやけど、宮本参事、さっき言うたように、吉野のブランドを売るって言うけれども、私も長年生きてきて、役場へ入って四十数年間、吉野っていうブランドに憧れて、そして魅力があって、いろんな形で行動を青年団活動を通して、今も体協を通していろいろやってますけども、その吉野のブランドっていう吉野はええねんけども、何かその次に見返りっていうんですか、吉野町に対してどのぐらいのメリットがあるとお考えですか。
野木議長	宮本産業・観光参事。
宮 本 産 業 ・ 観光参事	現状、全国ほとんどもう人口が減少するなかにおきましては、やはりこれから日本に来ていただく外国人の方々がこの吉野に来ていただきまして、関係人口をつくっていただくっていうメリットがあるかと思いますが。

	以上でございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	ちょっと変わるけれども、フランス行ってから、また町長と職員２名とベトナムに行ったらしい。ベトナムに何のために行って、どういう土産があったのかお聞かせ願いたいと思います。 担当参事からお答え願いたい。
野木議長	北谷総合政策参事。
北 谷 総合政策 参 事	ご質問ありがとうございます。 ベトナムの件でございますが、目的は、木材振興ということでございます。 先ほど総合計画の話もありましたが、木材関連産業の振興という部分で、指標のなかで、製材工業協同組合木材・木製品出荷額という指標がございます。29年度値で８億1,922万4,000円という数字が上がっております。このような木材出荷額について、横ばい、もしくは右肩下がりの状況でございます。このような状況を打破するために、海外で、特にベトナムで、木材振興を目的として出張したわけでございます。 内容につきましては、ベトナムのベトナム材、ゴムやアカシアの木、これの集成材を芯材に使いまして、吉野の杉、ヒノキの化粧単板、これを張り合わせまして内装材にするという計画をしております。 また、これについてベトナムの民間会社と連携しまして、ベトナムでマンション等の内装材に販路を見出せないかという目的でやっております。 以上でございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	そのベトナムへは何泊で行ったん。

野木議長	北谷参事。
北 谷 総合政策 参 事	8月20日から24日まで、4泊で行かせていただきました。
上滝議員	費用は。
北 谷 総合政策 参 事	少しお待ちください。
上滝議員	大体でええわ。
北 谷 総合政策 参 事	費用は、この事業、私、答えがダイレクトじゃないんですけども、29年度からはじめてまして、29年度の旅費でよろしいでしょうか。
上滝議員	29年度にも行ってたん、ベトナムへ。
北 谷 総合政策 参 事	はい。
上滝議員	行ってたん。
北 谷 総合政策	はい。

参 事	
上滝議員	これ、2回目かい。
北 谷 総合政策 参 事	職員と製材工業組合の方々も含めて……
上滝議員	ほな、今回の費用はどのくらいかかったの。
北 谷 総合政策 参 事	今回はちょっと、私もすぐに今、数字は持ち合わせていません。今持っている数字は、29年度の旅費でしたら数字は言えますけれども。
上滝議員	また委員会で説明してください。
北 谷 総合政策 参 事	はい、わかりました。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	いや、俺、下市の町長も、岡下町長もよく知っとるんですけども、あの町長ら、一回も海外なんて行ったことないらしいわ。一方、吉野町の町長は、またヨーロッパへも行くらしいわ。何がメリットどってて、自分が公費で旅行行くだけちゃうんかよという話やけど、ベトナムの部分についてもね、製材組合にそういう地場産業の発展をつなげていくためにやっとなという理解でいいんですね。 いや、ところがね、ほんまにベトナムで安い賃金で加工して、その製品を富裕層のベトナム人が外壁や内壁を買うのかよ、買えへんのかよ、この問題が大きな

問題やと私は思います。

檜尾の水力発電で商品化する。これはええことや言うて、私は賛同しました。ところが、5,500万、ペアになった。あんな無駄使いしてええのかっていうような部分で私も怒っとるわけでございますけれども。

とにかくフランスへ行き、ベトナムへ行き、またヨーロッパのほうへ又行くらしいやんか。いつ行くんか知らんけど。行きたかったらなんぼでも行ったらええねんけど、税金は皆さんの税金やということをしっかり、自分で腹割って行くんやったらあれですけれども。

宮本参事、北谷参事、2人ともご答弁ありがとうございます。そのへん加えて、町長、副町長、今の話のなかで、無駄使いではないと言い切れるんやったら言い切ってくれたら結構です。お答えください。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

全く無駄使いではございません。議員さんも40年間、吉野のブランドをどうのこうのとおっしゃいました。議員さんのずっとやってこられた40年間とは世界的な情勢は全く変わっておりまして、日本も右肩下がりで人が減るなかで、どう市場を開拓していくか、どう外貨を稼ぐかというのは非常に重要な話でございます。

一つには、海外からのインバウンド、観光客を寄せるために。先ほど宮本のほうから話がございましたが、フランス人に来ていただくことは、我々観光に携わっている者にとっては非常に願いでございまして、これをぜひやるかと。しかも、「V i s i o n」という映画は、「吉野への旅」というフランス語のタイトルをつけて、これからフランス全土で公開されるわけです。そのなかで、今、そこに観光プロモーションをしないわけにはいかないと。これがまず、必ず効果が上がる。

また、これからオリンピック、パラリンピック、またその前のラグビー、そして我々がやりますワールドマスターズ、また万博とずっとあるなかで、海外から来られるお客さんが、次は吉野に来ようという、もう一步足延ばそうということ

を我々は努力をしています。

もう一つのベトナムでの云々と、なぜベトナムかとかいろいろ議論あるんですが、いろいろな関係もございます。人が伸びてくる、また、今、非常にマンションラッシュで、非常に富裕層も増えてきて、木に関する関心が高い。子供が少なくなってきた、今度は子供に対してどう健康なものをつくっていかうかという親の願いも大層感じるところでございます、まだまだ市場の価値はあると我々は判断して動いているところでございます。決して無駄ではございません。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

副町長から一言お願いします。

野木議長

和田副町長。

和田
副町長

ありがとうございます。

先ほど藪坂議員さんからもお話があったと思いますけども、吉野町全体で稼ぐ力をつけていくということで、DMO構想というのを観光庁のほうでも進めております。そのなかで、観光業もそうですし、農業もそうですし、林業もそうですということで、そういったものを今後つくっていきたいということで、みんなが情報を共有しながら稼ぐ力をつけていきたいというふうに思ってます。

ただ、今おっしゃっていただいたベトナムとかフランスの海外戦略につきましてはですね、当然すぐには結果出ない部分もあるかと思うんですけども、それは中長期的に、吉野のために、吉野が稼ぐ力をつけるためにですね、進めていく必要があると思います。

ただし、先ほどおっしゃっていただいたように、吉野町では行財政改革のプランがあったりですね、財政計画もあります。そして、大きな施策として総合計画もございます。そのへんの部分はですね、両輪として機能していく必要があると思います。

行財政改革にしても、事業にしても、先ほどおっしゃっていただいたように、

P D C Aで検証しながらですね、数値がどうなのか、効果がどうなのかということを検証していく必要があると思います。そのなかで、外部評価の方で町民の方も来ていただいてですね、そのへんのところは検証しながら、住民の皆さんには、広報とかケーブルテレビを使った説明責任であったり、情報公開をしていく必要があると思います。

以上です。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

副町長、言葉ではわかるけどね。町長も先ほど、40年間、私とどめとったけど、時代が変わってますよと。時代が変わったのやったら、もっと少数になった今現在のいろいろな考え方、働く場所をつくれ、あるいは効率的なものを、無駄使いするなとか、いろんな問題があるやんか。

副町長が今言うたように、総合計画もあり、長期計画もありながら。あるということは知っとるわい。何を実施したの。行財政改革で何一つやってないやろ。それ答えてくれ。

野木議長

和田副町長。

和田
副町長

総合計画については、今、後期基本計画で5年で進めております。そのなかで、いろんな施策、そして事業を進めております。それもP D C Aで実施をしております。

そして、吉野町では今、第2次行財政改革プラン2016というのを作成させていただきまして、29年度末における進捗状況ということで、項目別に分けて、いろんな事業について検証しながら、達成できたかできなかったか、できない部分ではどういうことか、それではその事業についてはやめておくのかとかいうふうな部分については検証もさせていただいております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員	いや、私の言うたのは、行財政改革で何をしたかということ。議会の議員の方々 は身を切る削減もしてきたはずや、過去にね。行政として何してきた。簡単に言 うたらどういうこっちゃ。
野木議長	和田副町長。
和田 副町長	項目別では大きく5つほどあります。そのなかで、細かな事業といたしまして、 例えば指定管理の制度であったりですね、企業誘致の推進であったり、町税の収 納率の向上であったりですね、削減の部分については、事業について効果のない ものは削減をしていくと、縮小していくというような部分についての進捗状況の チェックをですね、具体的なことも含めてやらせていただいております。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	ほな、1点だけ聞くけども、指定管理は何のためにするのかいうたら、吉野町 でしとるやつを運動公園へやった、指定管理をしたと。そして、今現在、健全に やっていただいております。そのお金の関係では、指定管理に出ただけで相当な 金額が浮いたというようなことはあるんですか、ないんですか。
野木議長	和田副町長。
和田 副町長	今、ご指摘のありました吉野運動公園については、指定管理をさせていただい ております。当初の職員の数、その人件費の費用であったりですね、その部分と 経常的な電気代、水道代も含めまして、指定管理料が適切かどうかというお話だ と思います。 ただ、行政ができない部分についてのサービスの提供であったり、例えばマン デースポーツとかそういった部分で行政ができない部分が、いろんなアンケート をしたなかでですね、事業も新しい事業もしていただいているということで、費

	用的な面プラス住民の皆さんへのサービスの提供であったり効果であったりという部分も関係してくるのかなと思っております。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	いや、私の言うとなのは金銭的なことですが、直営でしたら5,000万かかると。委託したら3,500万やったと。あと1,500万浮いたと。これは、ええ指定管理やわな。 今も十分、財団でやっていただいております。しかし、どれほど安易で、どれほどな事業をして、どのようなお金がかかるとんかなとか、委託費が何ぼぐらい。3,500万ほど。今、わかんのやったら教えてよ。
野木議長	和田副町長。少しマイクを離してお話してください。
和田副町長	今、指定管理料につきましては、私のほうで資料を持っておりませんので、また……
上滝議員	きょうは、わかる人、おれへんのか。
和田副町長	委員会でまたご説明をさせていただきたいと思います。
上滝議員	はいはい、もうええわ。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	もう時間がないので、次に入ります。最終のまとめといきます。 2005年の行財政改革では、行政も議会も住民の皆さんも、みんなが覚悟を持って取り組みました。この第4次総合計画についても、第2次行財政改革について

も、20人もの審議委員が審議を重ね、答申されたものを議会にはかってできたものです。「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町」になるために、住民本位の行政に真剣に取り組んでいただきたいと思います。住民の側に立って行政をやってほしい。

自分だけ海外行って喜んどって、それが次に将来はわからへんねんというようなことをおっしゃいましたが、私の耳にするのは、今の行政は海外よう行って、何をお土産持って帰るんだよというようなことをよく聞きます。とにかく、行ったからにはそれなりの土産を持って帰って、吉野町にほんまに住んでよかったなという町づくりを望んで終わります。

以上。

野木議長

ここで休憩をとりたいと思います。2時50分から再開をいたします。

(休憩 午後2時35分)

(再開 午後2時50分)

野木議長

再開します。

続いて、山本隆敏議員より出されております

(1) 日本各地で起こっているいろいろな災害を見聞きするとき、吉野町としての想いと防災・減災対策について

の一般質問をお願いします

山本隆敏
議員

7番、山本でございます。質問の機会を与えていただきありがとうございます。

今回は、去年の9月議会定例議会でも聞かせていただきました、去年は防災について聞かせていただいたという思いがありますけども、そこでちょっと聞き足りなかったことをあらためて聞きたいという思いが強くて、今回この質問の席に立たせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど中井議員、そして藪坂議員のほうから防災・減災についての質問も出ておりました。かぶるところもあるかとは思いますが、なるべくお2人の聞かれた

ことを避けながら聞きたいと思いますが、かぶるときはまた、先ほど申しましたという答えでも結構でございます。あらためて答えを言っていただいても結構でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

さて、そもそも防災・減災っていうのを考えるときに、まず、災害って何やろなということを考える必要があるのかなという、この質問を考えるときに、そこから話が始まるのかなという思いがあって、災害っていうのが何だろうということ調べてみますと、人命や社会生活に被害が生じる事態のことを災害というという、おかたい言葉がございました。

災害のなかには、自然災害、そしてもう一つは人為的な災害に分かれるのかなと。自然災害のなかには、この台風21号でありましたような暴風というのもありますし、洪水というのもありますし、豪雪もありますし、豪雨もあります。そして、関西国際空港がやられました高潮っていうのもありますし、地震、津波、また我々のところでは関係ないとは思いますが、噴火というのもあるように思います。人為的な災害につきましては、火災とか、爆発とか、伝染病とか、人間がもたらす災害のことを人為的な災害というのかなという思いがあります。

それで、あらためて町長のほうにお聞きしたいんですが、町長が平成20年に町長になられて、そのときから町長は、吉野町民を安心・安全のために見守っていただく最高責任者という形になったと思ってます。

それで、平成20年からずっといろんな自然災害を見てきましたら、平成20年には東北や北海道でたくさんの地震がございました。21年には九州北部で、また中国地方で豪雨がございました。平成22年には広島庄原で豪雨がございました。平成23年は皆様ご存じで、私どもも3月議会をちょうどやっている3月11日に東日本大震災、そしてあの津波がありました。この席で議会を中断して、テレビにかぶりついた記憶がございます。そして、平成24年、九州北部で豪雨があり、25年には島根、山口県で大雨がありました。平成26年には広島県で土砂災害があり、平成27年には関東、東北で豪雨がありました。平成28年には糸魚川で大火災がありました。記憶に新しいと思います。そして熊本地震もございました。平成29年にはまた九州北部で豪雨がございましたし、今年のご存じのとおり西日本豪雨という大変な広範囲の災害をもたらしました。そして、私たちに一番身近なのは、

2011年ですね、東北の震災があった年に紀伊半島でも大洪水があって、十津川、大塔、そのあたりで大きな被害をもたらして、今でもその復興のためにご尽力いただいてるということでございます。

そのようにこの約10年間を振り返ってみますと、毎年のように日本各地でいろんな形の災害が起こっております。そして、9月4日にも、台風21号が吉野町にも小さいながら被害を及ぼしました。そして、きょうは北海道で地震もございました。もう日本全国災害だらけ、災害のデパートかなというほど、日本列島は今やもう災害について大変なことで、これを度外視して行政を行うことは不可能に近い状態が生まれてきたのかなと思います。

そのなかで、一番大事なのは防災・減災という考え方であります。ただ起こったから仕方がないんじゃないくて、防げるものは未然に防いでいこうじゃないか、なるべく被害がなく、人命に、そして身体に及ぼす影響がないようにやっていこうじゃないというのが防災・減災だろうと思います。

しかしながら、自然災害のメカニズムというのは、いまだ解明されておられません。まだほんの玄関、入り口だと思うんです。そのなかでどうやって我々の住んでいるこの町を守っていくかということに対して、公人となられた町長に、公人となられてからの最高責任者としての思いをお聞かせ願いたい。そのように思っております。お願いします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

心構え的には、吉野町に起こること、吉野町に関して起こることはすべて私、責任があるという感覚では常にあります。

幸いなことにといいますか、私もついてるといいますか、就任して以来、災害での死亡者もいなければ、人的な火災でありましたり、あるいは交通事故でありましたりも、とりあえずそういう方々の死者はゼロということで、よかったなと思っております。

ただ、今おっしゃっていたように毎年のように災害がございまして、そのたび

に、吉野町は大丈夫なのかという質問を議会で必ずしていただきました。いろんな手だてをしまいいりまして、全町で防災の訓練をやったこともございますし、それから、なってすぐに、自主防災組織が全くゼロという報告をいただきましたんで、2年かけて98%という驚異的な数字でやらせていただいたりとか、そのたびそのたび、ご指摘を受けるたびに充実させてきていただいたつもりでございます。そういうところがある程度体制が整えられているのかなという気がいたしておりますが、決して油断はできないと思っております。

ただ、本当に昨年の檜井での土砂崩れもございまして、これも事前に地すべりがあって、そのチェックが入ってて、工事が進んでと、やれておりまして、人的被害がなくて済んだと、あれで済んだということで、もしやれてなかったら、本当に大変な目に遭ってたなということを感じるところでございまして、そのときそのときに、できるだけのことをしていくという姿勢でやってこられたので、たまたま助かっているのかなと思っております。

ただ、本当に油断することなく、これからも私どももがんばりますけども、皆さん方も、何回も何回も指摘していただきますけど、あらためてお願いしたいと思います。

以上です。

野木議長

山本議員。

山本隆敏
議員

ありがとうございます。

町においても、私も、防災会議、地域防災計画、そして自主防災組織、防災訓練等々、もう網の目のような防災の動きをなされていることはよく存じ上げております。そのなかで、その網から漏れてるというのかな、ちょっとすき間があるというのか、その点について、二、三質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、奥田参事にお伺いするんですが、吉野町の各地区に僕が走ってますと、「落石注意」という看板がございます。その「落石注意」という看板は、吉野町で何枚ぐらいっていうか、何カ所ぐらい立てられてるんでしょうか。おわかりに

	なりますか。お願いします。
野木議長	奥田暮らし環境参事。
奥 田 暮 ら し 環境参事	ただいまの質問にお答えをさせていただきます。 町内のほうの「落石注意」看板のほうは、現在16カ所設置させていただいております。また、「路肩注意」の看板は9カ所ございます。 昨日の台風21号によりまして、「倒木注意」、この設置看板につきましても、現在3カ所に設置をしております。 以上でございます。
野木議長	山本議員。
山本隆敏 議 員	細かい数字までありがとうございます。 なぜこういう話を聞かせていただいたかということになりますと、特に「落石注意」の看板についてでございますが、もう看板立てて何年もたってるんですね。色が落ちたり、中にはもう邪魔になるようで、横に倒して放ってあったり。 結局、我々町民としては、「落石注意」の看板っていうのは、上から落石がありますよっていう注意喚起の看板だと思います。先ほど言っていたこの台風21号の「倒木注意」の話も、上から木が倒れてきてますよという注意看板だろうと思うんですけども、注意看板で終わるのか、落石の場合だったら、上がやっぱり石が落ちやすくなっているんですから、そのために何か手だてが要るんじゃないのかな。そやけど、何年たってもその補修というか、対策というのがなされてないように思うんですが、そのへんはいかがなもんなんでしょうか。
野木議長	奥田暮らし環境参事。
奥 田 暮 ら し	今、ご指摘ありましたように、看板のほうは、町の担当職員のほうで道路パトロール等をしながら、その状況はその都度確認をいたしておるところでございます。

環境参事	す。 もちろんそういう落石の発生したところに、住民の方々に注意喚起をするのが目的でございます。一方では、そこらへんの対策として、ハード面の対策というのが当然必要であろうかと思えます。 ただ、この対策におきましては、それぞれの要件が伴ってまいりまして、そういった要件をクリアすべく形で対応——どういった要件かといいますと、例えばその場所が治山工事で必要な対策事業を打てるのか、あるいは急傾斜で急傾斜事業としての対策を打てるのかというふうなところがハード面では該当するのかなというところがございます。 これらの事業につきましての、先ほど申し上げた要件等につきましては、すべて民地の所有者のいわゆる承諾ですとか、そういった関係も伴いますので、場所的にいいますとケース・バイ・ケースになるわけでございますが、そういった関係を踏まえて事業課としては進めていきたいというふうなところで今、進めております。 ただ、全く変わりはないやないかというふうな部分でご指摘の部分につきましては、その場所について再度確認をしたいというふうに思っております。
野木議長	山本議員。
山本隆敏 議員	参事としての立場として、今の方法論の話はよくわかりました。治山事業であるのか、急傾斜であるのかという、そういう方法論の話はよくわかるんですけども、住んでいる住民としましては、石が落ちてきて当たってもいいのかっていう話になってしまうんですね。それを未然に防ぐのが防災・減災じゃないのかなと思うんです。 だから、例えば「落石注意」の看板が19カ所っておっしゃられたかな、19カ所あるんだったら、1年に1つずつでもいいじゃないですか。2つずつでもいいじゃないですか。予算の許される範囲内でやっぱり手だてをしていく、いろんなその土地土地に合った方法でその危険度を下げていくっていうのが大事じゃないのかなと思うんですが、町長、そのへんのお考えはどうでしょうか。

野木議長	北岡町長。
北岡町長	すみません、その前に、ちょっと認識の違いがございまして、「落石注意」っていうのは、落ちてくる石に気をつけろじゃなくて、石が落ちていますから気をつけてくださいです。「倒木注意」も、木が倒れてくるのに気をつけろじゃなくて、倒れている木があるかもしれませんから気をつけてくださいという看板だと私は認識しております。 もちろん同じことで、そのへんをどう防いでいくかでございますが、これは道によって違うんで、なかなか難しゅうございまして、それも、地方によって国の進め方が違う。例えば中国地方でしたら道路局なりそのへんが割と熱心に回るけれども、そうでないところもあるとか。 基本的には国交省の地方の局がやるのが前提だと聞いておりますが、そんなことは言っておれませんので、我々が我々でできる範囲内でのどういう対策をとっていくか。看板が古くなっていることも含めまして、一度きちっと調査したいなと思います。
野木議長	山本議員。
山本隆敏 議 員	まず、よろしくお願ひしたいと思います。 もう1点聞かせていただきたいのは砂防堰堤、吉野町内には県管理の砂防堰堤もあれば、町管理の砂防堰堤もあるかなとは思いますが、両方合わせてどれくらいありますでしょうか。
野木議長	奥田暮らし環境参事。
奥 田 暮 ら し 環境参事	今、砂防堰堤のお話がございました。この砂防堰堤でございますが、砂防事業ということで、明治30年に制定されました指定でございます。町内のほうには、基本的には自然要因により発生する土砂災害を未然に防止する、また、被害等を

軽減するための、いわゆる土石流の発生が予想される、そういったところの溪流を砂防指定地として指定しております。

町内には、5カ所の河川がそれに指定されております。具体の名称で申し上げますと、柳川、左曽川、丹治川、千股川、喜佐川というところで、これにつきまして指定がなされております。

そのなかの、今、議員ご質問のありました堰堤でございますが、そのうち2カ所といいますか、2つの川には堰堤の措置がとられております。また、それ以外には、床を固める、そういうような工法も持たれて、対策としてはされているということでございます。

それ以外に、去年の櫛井の長崎でありました治山工事等の谷止工ということで、溪流の部分でそういった対策をしてございますところが61施設、これは町内にございます。

箇所数としては以上でございます。

野木議長

山本議員。

山本隆敏
議 員

ありがとうございます。

その砂防堰堤なんですけども、その堰堤が今、堰堤としての働きをしてるんでしょうか。

僕は喜佐谷の堰堤しか知らないんですけども、喜佐谷の堰堤はもう堰堤じゃなくなっています。堰堤の天端まで土砂が入りまして、もう今、雨のたびに下流の河川に石や土がどんどんもうダイレクトに流れてきてます。

それに対するお考えはどちらに聞いたらええかな。町長、奥田参事の……はい、よろしくお願いします。

野木議長

奥田暮らし環境参事。

奥 田
暮 ら し

ただいまのご質問でございますが、そもそもこの砂防堰堤の、いわゆる砂防法に基づく指定地の対策としましては、先ほど申し上げた堰堤がございます。これ

環境参事	は、土石流を、いわゆる上から流れてくる土砂をそこでせきとめるというところで、基本的にはその堰堤で土砂をとめていると。ただ、場所によりましては、今、ご質問ありましたように、それをかなり上回って下流まで土砂が流れているという状況かと思います。 そういったところ、この指定につきましては県土木のほうの関係で、国交省の大臣指定のしてある部分でございます。そういったところの部分につきましては、再度確認もさせていただきまして、また所管するところに現在の状況を見ていただいと、そのように対応したいというふうに思っております。
野木議長	山本議員。
山本隆敏 議 員	今も質問させてもらったとおり、砂防堰堤が砂防堰堤でないように思ったので、質問させていただきました。早急に現場をもう一度確認していただいと、やっぱり一時の土砂をそこでとめるという本来の機能を果たすべく、その状態にしたい、そのように思います。 そして、次です。 これが去年配られましたハザードマップなんで、ちょっと町長のほうにもお願いして、持ってきてくださいっていうふうなことをお願いしました。これをちょっと中心に質問をしたいと思います。 この本はなかなか内容的にはよくできてるなというふうに、最初配られたときから見せていただいとしまして、災害についてのいろんなことについて書かれてあるんですけども、やっぱり読まないとわからないんです。これって何よってという話で、ぱらぱらと見る本じゃないような気がします。 そのなかに、ちょっとわかりにくいんかもわからへんけども、「行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で土砂災害による人的被害をゼロに」っていう言葉が入っておるんですね。これって非常にいい言葉だなと。 行政のほうは、土砂災害防止法という国の大きな法律もありますので、それに則ってこういう冊子も出していただいとるんだろうと思うんですけども、住民のほうももう少し内容について、災害について、知識を持って非常事態に対応でき

ることが大事なんじゃないかなというふうな思いがあります。

そして、それはそれで置いておいて、これ9ページかな、洪水・土砂災害ハザードマップ表示箇所っていう、これは総務課のほうでつくっていただいた資料だと思うんですけども、このなかには土砂災害と洪水についての避難場所についてしっかり明示されているんですよ。これを見ると、自分の住んでるところ見て、私はここが避難場所なんだな、土砂災害のときはここなんだな、洪水のときはここなんだなということが一目瞭然にわかるんですけども、以前から言われてますように、ここに書かれてる場所がイエローゾーンであつたり、もっと悪いレッドゾーンであつたりっていうことが平然と書かれていると思うんです。

特に吉野町のなかでイエローゾーンのことを省いて考えますとちょっと考えられないので、もう吉野町でイエローゾーンじゃないところを探すほうが難しいぐらいイエローゾーンばかりなんで、イエローゾーンのことはちょっとさて置きまして、レッドゾーンについてちょっとお聞きしたいんですが、先ほど中井議員もこの庁舎のことを聞かれてました。それは財政的なお話で聞かれたのかなという、僕は思いがあります。僕自身は、この役場の庁舎自身が、後ろのこちらの山がレッドゾーンになっていると思うんですね。これに対する認識をいただきたい。

そして、もう1点は、川向かいの吉野こども園の南側の斜面、これもレッドゾーンになっているんです。こういう公共の建物であつて、また避難場所でもあつてという部分がレッドゾーンを抱えてるっていうのはいかがなものなのかなと。

役場の庁舎は対策本部の置かれるところですから、これは熊本の益城町の役場じゃないですけども、潰れるととんでもないことになりますし、こども園につきましては、子供たちがふだんはそこで勉強してる、一日過ごしてる場所なんで、吉野町としても子供を預かっている場所でございます。

その部分について、先、ほんなら、こども園の部分について教育長にお聞きしたいんですが、建物を直接管理してはります教育委員会としましては、レッドゾーンの北側に吉野こども園があるというこの状況をどう考えておられますか。お答え願いたいと思います。

野木議長	森本教育長。
森 本 教 育 長	失礼いたします。自席にて答弁をさせていただきます。 今、山本議員のほうから、レッドゾーンのすることについて教育長の考えをということでご質問をいただきました。 まずは、学校の防災につきましてこのような形で質問をいただいたこと、大変うれしく思っております。 レッドゾーンにつきましては、防災ハザードマップのなかに示されております。私も、そして子供たちを預かる教職員も、常に子供たちが安全に、安心して学校生活、園生活が送れるようにというような思いで、毎日努力をしております。そういう意味でいきますと、少しでも危険のないような状況、それをつくっていくということが大事なことだというふうに思っております。 ただ、学校だけで解決できる問題、また地域と学校とで解決できる問題、また町と教育委員会、そしてこの全体で取り組んで考えていかなければいけない問題というような捉えでいきますと、この防災っていう、特にレッドゾーンやイエローゾーン、こういうような問題につきましては、町全体で考えていかなければいけないっていうように捉えております。 ただ、そのなかで、ハザードマップを活用いたしまして、園の地域の状況が、周りの状況がどういう状況であるのかということをしつかりと教職員が認識いたしまして、そして、例えば避難、休校措置、あるいは避難の場所をどこに持ってくればいいのかっていうような、そういうようなところに生かして、子供たちの安全確保というのを図っていきたいというふうに考えております。
野木議長	山本議員。
山本隆敏 議 員	ありがとうございます。 行政側の町長としましては、こども園の今の置かれている立場と、ここのこちら側に急傾斜、レッドゾーンがあるということを踏まえて、お考えを聞かせてい

	ただきたいと思います。
野木議長	北岡町長。
北岡町長	自席で失礼いたします。 この裏に関しましては、私の子供のころからぐらいいわれておりまして、小学校が統合で移ったにもかかわらず、急傾斜工事したというふうなこと、たしか吉野町で最初に急傾斜工事したのはここだというふうに聞いておりました。当時、学校移ったけど、とりあえず学校あるからといって通ってきたというふうな話は聞いておりました。 ただ、急傾斜工事してあることがレッドゾーンの指定等とどう絡んでいるのか、してあるからいいじゃないかと、いろいろあるかもしれませんが、一応そういう意識はあるのかなと思ってます。 こども園に関しましても、当然感じております。ただ、具体的には道路があり、とりあえずは運動場があり、園舎ということなので、そういうストレートには来ないのかなというふうな気はいたしておりますが、考えなきゃならないということで、これ、実はまだまだレッドゾーンの指定、ごく一部でございまして、今年度、来年度の半ばぐらいまでにはもっと多くのレッドゾーンの指定が出てくるんだと思います。 後の対処の仕方は、もう先ほどの藪坂先生の話にもお答えさせていただきました。できるだけ注意をしながら、どうしても優先順位をつけてやっていくということしかお答えできないのが非常に歯がゆいんですが。 以上でございます。
野木議長	山本議員。
山本隆敏 議 員	ありがとうございます。 こども園については、確かに南側に僕はレッドゾーンがあるということで、近い将来、小中一貫の計画もあるので、そのなかで、小学生よりも小さい子供たち

の安全・安心をどう確保していくかというのも併せて考えていただいたらありがたいのかなと、そのように思いますし、この役場庁舎も耐震も踏まえて、土砂も踏まえて、中井議員の質問じゃございませんが、極力計画を立てて、速やかな実行をなさっていくのがいいのかなというふうな思いがあります。

最後に、自然災害の話ばかりしますと、災害について、はじめ、自然災害と人為的な災害とありますよという話をさせていただいたので、人為的な災害のことで一つお願いというか、要望というか、その話をさせていただきますと、最近テレビでいろんな社会性のあるニュースを見てますと、事故があったとか、物がとられたとか、ひったくりにあったとか、そういう話のニュースが最近やたら多いように思います。そのなかで、ニュース見てると、どこそこの防犯カメラに犯人が映ってた、どこそこで犯人がどうのこうのしてたとかいう、防犯カメラの必要性っていうのが非常に高まったなというふうな思いを持ちながらニュースを見てるわけですが、社会性のある町をつくっていくときに、やっぱり今、カメラって必要不可欠なものになってきてるんじゃないかなという思いがございいます。

それで、吉野町も本来なら個人であつたり企業であつたりっていう部分がカメラを設置して、それを連続的につなぐことによっていろんなことがわかるんだろうと思いますけども、吉野町もご存じのとおりなかなか企業数も少のうございいます。そのなかで、町長にお伺いしたいんですが、幹線道路とか主要な建物に防犯カメラをつけて、予防という観念から、していくおつもりはございませんでしょうか。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

昨今の社会情勢から必要かなとは思っております。とりあえずは、車の管理も含めまして公用車にはすべてドライブレコーダーをつけておりまして、これは走っておる間に防犯カメラのような役割もしてくれるのかなというふうに、一つは思っております。

ただ、一方で、防犯協議会、吉野警察署のなかにございます。これが吉野地区

	のなかでの実は防犯カメラが1台だけ、上市橋の北詰めについてございまして、今度、2台目を河原屋の龍門へ行くところの三叉路につけようというふうな、これは犯人が逃げる、逃げないの、どうつかまえるかとか、どういうふうな経路で行ったかというのを見るためのものと、言っておりました。これを多分、吉野地区全体につけていくんだろうなと思っております。 今、町としてつけるというところまでいっておりませんが、必要性に絡めて、あるいは各自治体でつけるなら補助金を出すとか、そういうふうな制度をつくらなきゃいけないなというのは実感しておりますが。
野木議長	山本議員。
山本隆敏 議 員	前向きなご発言をいただいて、これは各地区の区長さん、自治会長さん等々のお考えもかんでくる話なのかなとは思いますが、地元からカメラをつけたいという要望があれば、行政側としても快く補助金を出してあげていただきたいなと思います。 以上、大きく3点ほど質問させていただきました。 災害は、私たちの町には起こってほしくない、これはもう心よりの願いでございます。しかしながら、いつ何時、どういうふうな形で思いもかけぬことが起こるかもわかりません。そのときにはもう行政と町民と力を合わせてその場をしのげるような体制をつくっていただきたいと、そのように思っております。この願いをお伝えして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
野木議長	続いて、山本義史議員より出されております (1) 「吉野町観光振興計画」について (2) 吉野山全体の交通について の一般質問をお願いします。
山本義史 議 員	3番、山本義史でございます。質問の場を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

最後の一般質問ということで、5番目でございますけれども、重複するところ、少しあるかと思いますが、ご容赦していただきたいなと思います。

私の質問第1番目ですけれども、観光庁が規定した日本版DMOも見据えた上での質問になっております。

吉野町観光振興計画の方向性について、吉野町全体を活性化させる施策についてあらためて町長にお聞かせいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

質問ありがとうございます。

観光を通じて吉野町全体を活性化させる施策につきまして、私の考えということでございます。

急速に少子高齢化、過疎化が進むなかで、吉野町の持つ豊富な地域資源を観光に生かして、交流人口を拡大させ、町全体の稼ぐ力を引き出すことが吉野町全体の活性化につながると考えております。

これを実現するためには、国が進めております日本版DMO、いわゆる観光地域経営の視点に立った観光地づくりの取り組みを加速させるために、ビジターズビューローの機能の強化を図ったり、あるいは来町者に対して旅行の手配や体験、商品の提供を行うというそういう会社ですね、DMCの取り組みを推進していきたいと考えております。

吉野町観光振興計画のなかでは、吉野の持つ魅力と課題を踏まえ、「何度も訪れたくなる通年型観光地「吉野」の新しいツーリズムの創生」というのをコンセプトにしておりまして、1つには「吉野町の資源・人材を活かした新たな魅力の創出」、2つには「新たな顧客の取込による滞在客の増加と情報発信強化」、3つには「「吉野町の次世代ツーリズム」ブランドの構築」、4つには「観光地マネジメントを推進する組織の強化と人材の育成」の施策を展開してまいりたいということでございます。

今回、補正予算にも上げております国の地方創生推進交付金をいただきまし

て、この日本版DMO、これを強力に築き上げていきたいという予定をしております。

野木議長

山本議員。

山本義史
議 員

ありがとうございます。

観光とDMOによっていろいろなものをコラボレーションさせるということで、今、農業と観光、先ほど藪坂議員のほうからもございましたけれども、農業委員会のほうから農業をいろいろと進めておられる。また、その農業生産者とそれから吉野山のおかみの会であります「笑の会」というところが、その生産物を商品化しようとされております。もう既に大和当帰^{やまととうき}とかは天ぷらであつたり佃煮であつたりとか、いろいろな感じで商品化しております。また最近では、イチジクをデザートで出す、とれた日のイチジクを出す、あるいは前菜にイチジクを出しているとかいった商品開発も考えております。これはまさしく地産地消でありますし、お客様も喜ぶ、それから旅館も喜ぶ、そして生産者も喜ぶ。ウィン、ウィン、ウインの状況になって、非常に好ましいことでもあるかと思ひます。

また、観光と林業、これも非常に大切だと思っております。例えば、最近知りましたのでは、アメリカのほうでは、メイド・イン・ジャパンということで、日本の木から加工した、例えば木を削った削り後^{しりご}を枕のように詰めまして売っております。私もびっくりしたんですけれども、こんな簡単な袋に入れて25ドル、2,800円ぐらいで販売されております。また、ヒノキオイルということで、これぐらいほどの小さいやつなんですけれども、30ドル、約3,400円で売られておるということでございまして、それが非常にメイド・イン・ジャパンということで人気があると言われております。それが外国で売れるんやったら、日本でももっと流通して、日本のオイルであつたり、日本の木を使った枕であつたり、もっとPRして吉野材というのを売れないのかなと思っております。

今現在も大和上市駅の前にアンテナショップ的にいろんな木材を、それから吉野町で生産されたものとかも置いておりますが、もっと発信をする、観光客も集まる、それから地元の人も集まれるような場所の適正なところにそういったアン

テナショップを置いて、農業生産物なんかも置いて、そこでいろんなものを買っていただくことがまた吉野山の日本全国への広報として、これはよかったとか、これはおいしかったとかいうことになるんじゃないか。そのことがまち・ひと・しごとの創生と好循環というものを生みだして、ひいてはそれらが吉野町の福祉や教育の充実にもつながっていくんじゃないかな。

また、吉野町の中心観光地であります吉野山観光協会、それから国栖観光協会、それから津風呂湖観光協会と3つございますけれども、観光協会ではないですけども、宮滝周辺を入れました中荘地区なんかも非常に大きな財産といいますか、宝を持っております。そしてまた、それ以外にもたくさんの名所旧跡がありますが、それらを吉野町全体についての総合的な観光、商品であったり、木材であったり、いろんな業種のやつ、そして地域的にいろんな地域等を総合して考えるような施策を吉野町長にお答え願いたいなと思います。よろしくお願いします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

自席から失礼いたします。

まことにとおっしゃるとおりでございます。前半で出てきましたが、最近、^{やまと}大和^{とうき}当帰の笑の会の方々の動きというのは本当にうれしいなと思っております。

ただ、その次におっしゃいましたヒノキの話でありましたり、枕の話でありましたり、実は商品としてはもう既に大分前から出ておりまして、細々と売れておると。これはやっぱり地域として、名産、特産として、もっとどうやって発信していくか、また買いやすい場所をどうつくるかとか、それがなかなかうまくいってないのかなと思ってまして、これはもうそれぞれが単発でやっておられるんで、これをどうまとめてやるかという動きだと思います。

町のほうでも、各地の物産展とか、東京や大阪なんかのどこへ持って行って即売とか、実はそれだけで終わっております。これをどう続けてやるかということ。今度は日本版DMOのなかで——DMOというのは観光を中心に、我々の場合はビジターズビューローを中心に、農業、林業、あるいは製材業も含めて、そ

のへんみんなが一丸となって売りに行く、もうけるという、そういう組織をつくらなきゃならないと思っております。

もう一つは、たまる場所がない。例えば吉野山は吉野山だけ。奥へ行く観光客しか上までは登らない。じゃなくて、一番最初の中井議員の質問にもございましたけども、例えばみんなが集まれる、滞留できるにぎわいの場所をどうつくるか。吉野町には残念ながら道の駅もございませんので、そういう場所をぜひつくっていききたいなと。だから、そのへんが吉野小学校のところへずっとやっていけたらありがたいかなというふうな、構想としては持っておると。

もう一つ、集まるという場所でいいますと、実は吉野山そのものも、どこへ行ったら観光の案内をしていただけるのか全くわからない状況で、観光の拠点をはっきり言ってございません。ビジターセンターというのは昔からありますけども、あそこへ行っても特に何もないと。同じ世界遺産でも、和歌山や三重へ行ったら世界遺産センターというのがちゃんとあつてですね、そこで案内もしてくれれば、中身もわかるようになってます。そういう機能がちょっと我々の観光地として特に欠けているのかなとつくづく思っております、今回、吉野山と県との包括協定のなかからどう立てていくかのなかでの一つの構成要素でもありますし、来年度、世界遺産登録15周年というなかで、世界遺産をもう一回どう活用かしていくかということを考えるなかで、そういうことも含めて考えていかなきゃならないかなと思っております。

全くおっしゃるとおりでございますんで、皆さん方が知恵を結集して、一丸となってそういう動きができる組織がぜひ必要かと思っております。

野木議長

山本議員。

山本義史
議 員

ありがとうございます。

ヒノキのオイルでありますとか枕とか、そのとおりでございます。今でもあるのはよくわかっておりまして、やはり宣伝なのかなと、広報の力かなと。1つのSNSでかき氷がえらい人気になってという地域もございます。何とかこの吉野杉、吉野材というものをいろんな方法で広報するなり宣伝をして、アメリカです

らあんなに高くで売れるんだから、この吉野のほうでも発信し、日本中から、もちろん主要な建築材としてもそうですけれども、吉野杉、吉野材木が有名になればいいなと思っております。

そして、先ほどコラボという話をしましたけれども、それをやはり地域、それから業種、そういうのをいろいろとまとめていくのが日本版DMOという話がありましたが、今現在でいいましたら、吉野ビジターズビューローがそれに値するとか、そこからDMOにいく可能性はあるんじゃないかなと思っております。

まさしく観光庁が規定した日本版DMO、ないとすれば何がないかっていうと、要は強力に推し進めるブレーンといいますか、人材。予算も後からついてくるんでしょうけれども、先ほどちょっと交付金の話が出ましたので、また委員会のほうに出てくるかと思っておりますけれども、やはり我々素人、あるいは職員の方でも精通された方はおられますけれども、やはりそこにもものすごくたけた人間というのはなかなかおりませんので、やはり指導力のある、しかも一過性のものではなく、長期的に持続性のあるような計画というものを持って、先ほども町長言われたように、もうかる吉野町、そういったもうかる吉野ビジターズビューローというものができ上がったらいんじゃないかなと思っております。

それがにぎわいのある吉野町をつくっていくのだと思うんですけれども、町長に質問させていただきますが、吉野ビジターズビューローのこれからのあり方、そして、その吉野ビジターズビューローと日本版DMOとの関係というものを若干、今現在の考え方で結構ですので、お教えいただきたいなと思います。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

ビジターズビューローというのは、私が就任してからつくらせていただきました。かつては吉野町観光協会っていうのがございました。それは、吉野山観光協会と津風呂湖観光協会と国栖の里観光協会、この3つの連絡機能的なだけで、それ以外の地域の方々は入れないというようなことでもございました。もっと吉野町全体、あるいはもっと広範囲に吉野全体を売り込めるぐらいの組織にしたいと

思っ、わざわざ吉野町の「町」を外して、吉野ビジターズビューローという名前での動きをしております。

全町的に今までの旧の観光協会の方以外も入っていただいているということですが、なかなかこれがうまく機能しておりませんで、いろんなこと、中では森林セラピーをやりましたり、いろいろ各観光協会の行事、手伝ったりしておりますが、なかなか機能しておりません。旅行業も取りましたけども、それほど強力な運動もしていない。物販もしておりますが、それほど出ていないという状況でございます。しかし、これがうまく機能しないとうまくいかないと。

今、おっしゃっていただきましたように、日本版DMOを吉野ビジネスビューローがどうつくり上げていくかというのが大事でございます、世間のいろんなところががんばっていらっしやると。瀬戸内DMOはちょっと広すぎて、ちょっとふわっとしているようでございますが、奈良県ビジターズビューローもDMOをつくろうとがんばっておられる。高野山もやろうとしてるし、橋本もしてる。いろいろやられてる。

成功しているところ、例えば岐阜のほうの美ら地球とか、いろんなところの例を見て、そこがどう進めているか、はっきりと理念を掲げて、これ、もうかる仕組みをつくっていかなくやならない。

そのなかで、しっかりした一本通った理念をつくることと、あとは、先ほど議員さんおっしゃったそれを推進していく人間の問題でございます、そういうところを何とか解決しようと、今回補正予算でも説明させていただきますけども、地方創生の推進交付金というところを、我々の場合は特に、昨今既にテーマに挙がってまいりました映画の話、これを文化を通じて、それからマスターズがありますんで、スポーツを通じて、それを通じた観光推進を強力なDMOをつくってやっていきたいという趣旨でこの交付金をいただくことになりました。

これは3年間いただくことになっておりまして、かなりの額でございますので、これはそういう具体的なものにも使いますけども、基本的には組織をつくる。特に1年目の今年は、このDMOをつくるために、ビジターズビューローをどう改革するかということ、組織づくりをめどにやっていきたいと。そのなかでは、来年、再来年にかけて、かなり高額なお給料を払いながらという人を

募集してやっていこうかというふうな動きもしてまいるかと思います。

ただ、延々続きませんので、その二、三年の間にどう自立していけるかということは大変厳しゅうございますけども、そういう動きでちょっと力を入れてやっていきたいと思っておりますので、皆さん方からのお知恵もいろいろ拝借しながらがんばっていききたいと思っております。どうぞご指導よろしくお願い申し上げます。

野木議長

山本議員。

山本義史
議 員

強力なブレーンを入れて方向性を見出すということで、私は1,000万使おうが2,000万使おうが構わんと思うんですけども、要するに持続性があるって、それをペイできるように今後すればいいのではないかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今は吉野町の観光振興計画について教えていただいたわけですけども、次は、吉野山全体の交通についてのご質問でございます。

吉野町の観光を引っ張っていくのはやはり吉野山だと私は思っております。逆に、吉野山が吉野町の観光を引っ張っていかなければいけないと考えております。そして、吉野町全体が観光で潤うような吉野町にしたいなと考えておりますが、今年は春シーズン以外でも近鉄吉野駅からの二次交通がないため、吉野山への来客数は激減しております。

現ロープウェイ会社による経営再開にめどが立つか立たないか、再開するか再開しないかにかかわらず、吉野山全体の、自然に優しい、世界遺産や日本遺産にふさわしい吉野町とともに、自主的かつ持続性のある新たな吉野山の交通システムを構築する必要があるんじゃないかなと思っております。

若干6月の議会でも申し上げましたが、今年の春は、吉野町の役場の方々、非常にお世話になりました。また、3月20日ですね、記者発表ではたくさんのマスコミの方が来られました。中継もマスコミの方でしていただいたということでございます。吉野の名前の重さというか、全国版である吉野という、皆さんに注目していただいているんだなということを実感しましたけれども、その3月20日の記

者発表の席で、吉野町長と吉野山交通・環境対策協議会会長のお2人が、毅然とした態度でマスコミの方々の前で記者発表を行い、吉野町長が近鉄吉野神宮駅前より代行バスを運行すると断言していただいたおかげで、非常にスムーズに、むしろ通常の春より混乱なく、春を乗り越えました。非常にありがとうございました。

しかし、春シーズンは乗り越えられたものの、桜が非常に早かったせいで、吉野神宮駅前よりの代行バスでは、少なからず赤字が出たとのことでございます。こういったことを二度と行うことはできませんし、させてはいけないと思います。急にロープウェイが運行不能になったために、その対策に追われ、しかもお客様に大迷惑をかけ、そして吉野町の信頼を失い、さらに赤字が発生すると。もちろんロープウェイというのは非常に重要で、再開してもらいたいのですが、余りにそれに頼り過ぎて、今年のようなことが再度起こってしまっはますますお客様が吉野町の信頼を失い、そして吉野離れとなると思います。

交通環境も含め、将来のあるべき吉野山のビジョンを地域全体で共有し、吉野町とともに、ひいては自主的かつ持続性のある、世界が注目するような観光地になるよう取り組むことが必要であると考えているのですが、町長、いかがでございしょうか。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

今のご質問のなかで、一つ気になったことがございまして、二次交通がないために来客数が激減していると。イコールではないと思ひまして、ほかにもいっぱい原因はあると。二次交通のせいにしてはいけないなということの一つだけ言っておきたいなと思ひます。

この春、本当に慌てまして、見栄を切ったこともありまして、いろいろ失敗したなということもかなりあるかなと思ひますが、職員挙げましていろんなところで案内したりとかいうことで、気づいたこともたくさんございします。

おっしゃるとおり、今年の春のようなことは二度としてはいけないと。今、二次交通をきちっとやって、どう体制をとっていかってという話は、これは昨年から

ら奈良県との包括協定のなかで、吉野山地域をどう持っていくかということのなかの大きな課題の一つでございます。

当然そのなかの車の渋滞の問題、バスの問題、ロープウェイの問題、あるいは今後山稜トンネルがあいた場合、多くの桜が咲き出したらどうするかということも踏まえていろいろと考えていかなきゃならなくて、今年度、その基本方針、基本計画を立てる予定で協議会等を立ち上げていただいていると思っております。

会長が副町長で、これから吉野山の方々も含めて会議が進んでいくかと思っておりますが、そのなかで、皆さん方のコンセンサスを得ながらですね、どういう交通体系をつくっていくかということでございます。

具体的にここまで言っているのか別ですけども、国立公園でございまして、環境省の承認といいますか、環境省とご相談なしには進められない。知事も非常に乗り気でございまして、この二次交通、ロープウェイなのか、ゴンドラなのか、観光リフトなのか、まだはっきりとはいたしません、必ず必要であるなど。

どこ見に行ったらいいですかと、近場では高尾山見に行ったらええんちゃうのと言われたんで、高尾山へ行って、がっと回ってきたこともございます。ちょうど新宿から1時間で、しかもちょっと歩いてから乗るケーブルカーとリフト、往復1,000円ぐらいです。上へ上がったら確かにおもしろいし。ただ、コンテンツ的にいうと、吉野山のほうがはるかにコンテンツたくさんございますんで、これは負けることないなど。うまく整備すればというふうな逆に確信を持って帰ってまいりました。

そういう意味でいうと、どういうシステムを組むか、吉野山中がどこのお客さんの流れがええのか、上へ上げる二次交通は何が望ましいのかということもはっきり考えていただきたいということでございますが、国立公園でございまして、環境省の計画を変更しなきゃならないと。これをどう持っていくかが今、課題でございまして、このへんは検討、十分な相談をしながら、環境省と取り組んでいきたいなと思っております。

現状のロープウェイの再開が来春にできれば望ましいなという気もしながらやっておりますが、ご存じのとおり、日本で一番古いロープウェイでございまして、この先がどうなるのかも含めた、大きな、長期的な展望を持ちながらの動

きが必要かなと思っております。

野木議長

山本議員。

山本義史
議 員

ありがとうございます。そのとおりでございまして、ロープウェイだけの問題ではございません。二次交通だけの問題ではございません。非常に暑かったせいもございますし、企業努力も足らなかった部分も多々あるかと思いますが、先ほど町長のほうから環境省という話が出ておりました。環境省をどのように説得させるかというのもやはり町長の手腕の一つでもございますし、何ができて何ができないのかということ进行分析することも非常に大切でございます。そういった意味でも、やはりこれも強力なブレーン、人材ではないかなと。

将来設計も踏まえた上で、持続性のある、もうかる観光地づくりというものをよろしくお願いしたいなと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

一般質問を終わります。

本日上程しました議案の審議がすべて終了いたしました。

7日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審議をお願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

9月7日 午前10時 総務委員会

9月7日 総務委員会終了後 文教厚生委員会

9月8日 休会

9月9日 休会

9月10日 午前10時 産業建設委員会

9月10日 産業建設委員会終了後 予算決算特別委員会

9月11日 午前10時 予算決算特別委員会

9月12日 予備日

9月13日 予備日

9月14日 午後3時 本会議（第3日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には十分にご審議を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして散会することにいたします。ご協力ありがとうございました。

（ 午後3時50分 散会 ）

平成30年第3回吉野町議会定例会会議録（第3日目）

1. 招集年月日 平成30年9月14日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月14日 午後3時10分開会
4. 応招議員

1番 下 中 一 平	2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史	4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平	6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏	8番 薮 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦	10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 北 岡 篤	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則	総合政策参事 北 谷 隆 範
総 務 参 事 奥 出 亘	関西ワルトマックスゲームズ参事 岡 本 克 也
産業・観光参事 宮 本 憲 一	暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘	教 育 次 長 芳 田 賢 二
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 小 西 修 司	主 任 玉 村 陽 子
-------------	-------------
10. 議事日程

日程1	委員長報告（総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会・ 予算決算特別委員会）
日程2	議第45号の議案の撤回について
日程3	議第36号 吉野町地域交流施設の設置及び管理に関する条例を制定すること について
日程4	議第37号 吉野町税条例等の一部を改正することについて
日程5	議第38号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて

日程 6	議第 39 号	吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて
日程 7	議第 40 号	吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
日程 8	議第 42 号	吉野町地域交流施設に係る指定管理者の指定について
日程 9	議第 43 号	吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
日程 10	議第 44 号	吉野町過疎地域自立促進計画を変更することについて
日程 11	議第 46 号	平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 12	議第 47 号	平成 30 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 13	認第 2 号	平成 29 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程 14	認第 3 号	平成 29 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 15	認第 4 号	平成 29 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 16	認第 5 号	平成 29 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 17	認第 6 号	平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 18	認第 7 号	平成 29 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程 19	認第 8 号	平成 29 年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定について
日程 20		要 望 等
日程 21	発議第 2 号	吉野町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについて
追加議案等		
日程 22	同第 5 号	吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程 23	決議第 1 号	新たな「吉野山観光周遊システム」の構築・推進への決議について

て

日程 24 決議第 2 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について

日程 25 議第 48 号 平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 3 号について

日程 26 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

日程 27 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただ今の出席議員総数は 10 名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程 1 9 月 6 日の本会議で各委員会に付託した議案等の審議結果について委員長報告を願います。

まず、総務委員会 山本 隆敏 委員長にお願いします。

山本隆敏
総務委員
長

総務委員会委員長報告を行います。

本定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案等の審議、並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9 月 7 日午前 10 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第 36 号 吉野町地域交流施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて」は、地域活力の創造と地域間交流による、地域力向上に繋げるため、地域自治協議会の活動拠点施設として地域交流施設を設置すると共に、その施設の管理に関し必要な事項を定めるための条例制定であるとの説明を受けました。

内容といたしましては、今回設置する施設の位置及び名称は、旧国栖小学校の体育館、運動場、旧国栖幼稚園をそれぞれ「国栖の杜^{くにす}こもれび館」、「国栖の杜^{くにす}グランド」、「国栖の杜^{くにす}かなで館」とする。

施設において実施する事業は、地域自治活動、地域特性を活かした研修や教育の場の提供、各種イベント及び交流の場の提供、創業や雇用創出に繋がるコミュニティビジネス等に関すること。加えて、災害時や緊急時の安全確保の環境整備に関することなどで、施設の管理業務に関しては、指定管理者にも行わせることができるとの規定がされており、本委員会としては、地域交流施設は、更なる地域自治活動の発展に繋がる拠点施設であるとして、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 37 号 吉野町税条例等の一部を改正することについて」は、個人町民税につきましては、障害者、未成年、寡婦（寡夫）の非課税の要件の引上げ、

及び均等割の非課税要件の引上げ。法人町民税につきましては、資本金等が1億円を超える大規模法人に対する電子申告の義務付け。町たばこ税につきましては、加熱式たばこの課税区分の整備と課税方式の見直し、たばこ税の税率の3段階引上げ、及び旧3級品に係るたばこ税の税率改正時期の見直しのため、などの改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第42号 吉野町地域交流施設に係る指定管理者の指定について」は、議第36号により設置される吉野町地域交流施設の管理業務を、指定管理者に行わせるための議案であり、設置される^{くにす}国栖の杜かなで館、^{くにす}国栖の杜こもれば館、^{くにす}国栖の杜グラウンドを国栖地区自治協議会に来年1月1日から2028年3月31日までの間、指定管理者として施設の管理業務を行って頂くための議案であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第44号 吉野町過疎地域自立促進計画を変更することについて」は、過疎地域の脱却に向けて過疎対策事業債を効率的に活用し、事業を推進していくため、産業の振興・交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進・教育の振興・その他地域の自立促進に関し必要な事項に所要の変更を行うとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、河原屋自治会長 小川 喜昭氏他2名より提出されております、「消防車両更新に関する要望書」につきましては、現在出されている消防車両更新の要望の状況及び今後の更新計画等の説明を受け、本要望については、各地域の消防機能を保持するための重要な案件であることから、異議なく採択することといたしました。

次に、継続審査となっております「発議第2号 吉野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて」は、議案審議に入る前に、6月定例会期中委員会において、提案理由に誤りがあることが確認されましたこと、加えて提案理由に論理の矛盾があり不明瞭な提案理由という意見から、提出議員及び賛成議員にあらためて本案の審議についてお考えを伺ったところ、現議案について、提出議員からは委員会採決を望むと、賛成議員からも議案審議についての誤認があったものの同様に委員会採決を望む、とのことでありました。

本委員会といたしましては、議員定数を含めた議会改革の必要性は、議員全員

が認識しているところではありますが、両議員の意向から本案の採決を行いました。採決の結果、賛成少数で本案を否決することといたしました。

次に、平成 30 年 3 月に総務省に報告されている、町村議会のあり方に関する研究会報告書及び関係資料を、情報共有するため、全委員に配布いたしました。

次に、議会のペーパーレス化についてでございます。議会事務局及び理事者側から進捗状況について報告を受けました。

以上が当委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申し出いたしまして、総務委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いて、文教厚生委員会 薮坂 眞佐 委員長にお願いします。どうぞ。

薮坂 文教
厚生委員
会委員長

文教厚生委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、文教厚生委員会に付託を受けました議案の審議、並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9 月 10 日午後 1 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第 38 号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、本年 4 月より居宅介護支援事業者の指定権限が県から町に移譲されたことに伴い、介護保険事業者の指定、更新に関する審査事務を行う際、申請事業者から県の従前徴収額と同等額の手数料を徴収するとともに、指定地域密着型サービス・予防サービス事業者指定・更新手数料についても徴収するための改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 39 号 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」は、吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例と、吉野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の改正であり、改正内容としては、訪問介護員の条件が緩和されるなか、地域密着型サービスにおける訪問介護員については、介護職員初任者研修課程修

了者に限定する条件を追加するものなどである、との説明を受け本案を承認することといたしました。

次に、「議第 40 号 吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、主任介護支援専門員に関して、資格を更新するには更新研修を受けることが義務付けられたので、関連の条例等の整備をおこなうものであるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 43 号 吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について」は、耐震改修工事後の老人福祉センター中荘温泉の施設運営を社会福祉法人の能力を活用して、老人福祉の向上・増進などのサービスの効果及び効率を向上させ、地域福祉の一層の増進を図るため、吉野町社会福祉協議会に来年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間、指定管理者として施設の管理業務を行うための議案であるとの説明を受けました。

本委員会としましては、社会福祉協議会による施設運営が、より一層の効果が発揮できよう、経営戦略を早期に策定することを求め、本案を承認することといたしました。

次に、小中一貫教育推進事業の進捗について、教育委員会から説明を受けました。

現在、新たなつながりの中で育む本町義務教育 9 年間の実践にむけて、策定を進めている、吉野町小中一貫教育基本方針（案）について説明があり、今後、保護者、町民等の方々にこの基本方針（案）について、パブリックコメントを実施して、広く意見を求めながら、基本方針を定める旨の報告を受けました。

多くのパブリックコメントが寄せられるように工夫することと、また解りやすい言葉でお知らせするよう求めました。

以上が当委員会におきます調査、審議の結果であります。

また、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申し出いたしまして、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長	続いて、産業建設委員会 西澤 巧平 委員長をお願いします。
西澤産業 建設委員 会委員長	産業建設委員会の委員長報告を行います。 本定例会において、産業建設委員会に付託されました議案等の審議並びに、結果につきまして、ご報告を申し上げます。 当委員会は、9月10日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。 まず、吉野山交通・環境対策協議会会長 東利明氏 他2名より提出されております、「観桜期代替バス運営費用補填に関する要望書」については、理事者より、本年度の運営状況や吉野山交通・環境対策協議会の決算状況などの報告を受け審議をいたしました。 本委員会としては、代替バス運営は不測の事態への緊急対策であることや、支払の関係で早急な対応が必要であることは認識しているところでございますが、来年度も同様の事態が発生した場合の対応や、この事業の運営責任体制を明確にする必要があると判断し、理事者側にあらためて検討し早急に対応するよう求め、本要望については、継続して審議することと致しました。 次に、吉野山観光協会会長 東利明氏 他2名より提出されております、「吉野駅からの新たな二次交通の構築についての要望書」については、理事者より地元地域も主体的に取り組むということで、町当局へも要望が出されているとの報告を受け審議いたしました。 本委員会としては、本町の主要産業の一つである観光産業の活性化のためには、来訪者の満足度の向上を図り、吉野山における滞在時間の拡大、消費の拡大には、二次交通の充実が必要であることから、異議なく採択することと致しました。 また、今後の二次交通の構築・推進に向けて、関係機関からのご支援や規制緩和や許認可の弾力的な運用などへのご理解を賜るため、本町議会の決意の表明として、新たな「吉野山観光周遊システム」の構築・推進への決議を、後刻、議員提案させていただくこととなりましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。 次に、インバウンドを推進している本町にとって、外国人をはじめ多数の観光

客を呼び込む絶好の機会ともなり、産業の振興や交流人口の拡大などを通じて、さらなる活性化につなげていくことが期待できることから、2025年国際博覧会の誘致に関する決議も後刻、議員提案させていただくこととなりましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

次に、産業観光振興課より、吉野見附「三茶屋」、吉野杉の家、町営住宅などの施設の管理及び運営状況と、今後の方針、並びに来年4月から始まる森林経営管理制度について説明と報告を受けました。

また、暮らし環境整備課より、県営水道と市町村水道の統合についての進捗状況、並びに新し尿処理施設整備に伴う周辺地域整備事業の費用負担について報告を受けました。

以上が当委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申し出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります

野木議長

続いて、予算決算特別委員会 中井 章太 委員長にお願いします。

中 井
予算決算
特別委員
会委員長

予算決算特別委員会委員長報告を行います。

本定例議会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審議並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9月10日午後3時20分から、9月11日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第45号 平成30年度吉野町一般会計補正予算（案）第2号について」、補正規模は2億4,438万4千円の増額で、予算総額を61億9,513万3千円とし、地方債の補正は限度額の補正で、観光施設整備事業を1,060万円に、スクールバス更新を930万円に増額し、臨時財政対策債を1億3,629万4千円に減額するものであり、歳入の補正は、交付決定に伴う普通交付税3,931万6千円、並びに各事業の財源としての国庫支出金2,003万8千円、及び繰越金1億4,748万8千円の増額等であり、歳出の補正は、財政調整基金積立金1億円、その他特定目的基金積立金5,000万円、台風12号による町道、河川、農地農業用施設の災

害復旧費 2,215 万円、観光力向上事業 4,585 万円の増額等である旨の説明があり、審議をいたしました。

特に観光力向上事業につきましては、地方創生交付金を活用し、日仏交流 160 周年を記念したジャポニズム 2018、河瀬直美監督が吉野町を舞台に映画撮影された「V i s i o n」が、11 月 28 日からフランスで映画公開されるチャンスを開き、フランスにターゲットを絞ったインバウンド観光を目指す旨の説明がありました。また、吉野ビジターズビューローを、地域の稼ぐ力を引き出す組織、観光地経営できるDMOを目指していく旨の説明がありました。

審議の中で、一部の事業におきまして積算根拠が不明瞭であり、根拠性が乏しいとの指摘があり、理事者側より該当事業予算について再検討の意向が示されました。

次に、「議第 46 号 平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について」。歳入は、一般会計繰入金 896 万 8 千円の増額であり、歳出において後期高齢者医療システム更新に係る委託料として 896 万 8 千円の増額である旨説明があり、当委員会は本予算案を承認いたしました。

次に、「議第 47 号 平成 30 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」。保険事業勘定の主な歳入は、各事業の充当財源としての繰越金 1,377 万 9 千円であり、同勘定の歳出は、財政調整基金積立金 1,007 万 7 千円、平成 29 年度国庫及び県費補助金確定に伴う返還金 565 万円の増額と、補助対象経費変更に伴うサービス事業勘定への繰出金 100 万 6 千円の減額で、サービス事業勘定は、保険事業勘定から一般会計への繰入金の組み替えである旨説明があり、当委員会は本予算案を承認いたしました。

次に、「認第 2 号 平成 29 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」各担当参事、課長等から項目ごとに事業内容及び決算状況等について説明を受け、審議いたしました。

本委員会としましては、平成 29 年度の決算における行政効果を検証しつつ、本年度事業の事業進捗も含め、来年度以降において各事業の必要性を精査し、効率的な予算執行に努めていただくことを求め、当委員会は本決算を認定いたしました。

次に、「認第3号 平成29年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。保険税、国庫支出金及び各交付金の歳入、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等の歳出で、実質収支は460万988円の決算であるとの説明を受け、当委員会は本決算を認定いたしました。

次に、「認第4号 平成29年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」。保険料や繰入金等の歳入、後期高齢者医療広域連合納付金等の歳出で、実質収支31万5,790円の決算であるとの説明を受け、当委員会は本決算を認定いたしました。

次に、「認第5号 平成29年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。保険事業勘定の実質収支は1,377万8,128円、サービス事業勘定の実質収支は0円で、保険事業勘定における居宅介護サービス及び施設介護サービス等の給付事業、並びに特定入所者介護サービス事業等の執行状況、サービス事業勘定における介護予防支援事業等の執行状況について説明を受け、当委員会は本決算を認定いたしました。

次に、「認第6号 平成29年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。下水道使用料や一般会計繰入金などの歳入と、流域下水道維持管理負担金や公共下水道工事費、流域下水道建設負担金などの執行状況について説明を受け、当委員会は本決算を認定いたしました。

次に、「認第7号 平成29年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。実質収支は914万6,803円であり、香東地区農業集落排水事業にかかる使用料等の歳入と、施設管理費及び公債費等の歳出である旨の説明を受け、当委員会は本決算を認定いたしました。

次に、「認第8号 平成29年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定について」。現金預金は、歳入歳出差し引き額として3,401万323円、有形固定資産2億3,635万5,491円、投資として8,730万円、保有資産合計3億5,766万5,814円である旨の説明を受け、当委員会は本決算を認定いたしました。

以上、本委員会に付託されました、議案等の審議結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長	日程２ 「議第 45 号の議案の撤回について」を議題とし、理由の説明を求めます。奥出総務参事。
奥 出 総務参事	失礼します。 議第 45 号の議案の撤回について、ご説明申し上げます。 平成 30 年 9 月 5 日に提出した、議第 45 号 平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号の議案を、次の理由により撤回したいので、吉野町議会会議規則第 20 条の規定により提出するものでございます。 提案理由としまして、議第 45 号 平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号の事業費の補正について、見直しが必要であるため、というところでございます。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
野木議長	おはかりします。ただいま議題となっています「議第 4 5 号の議案の撤回について」を許可することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、本議題について許可することに決定いたしました。 上程議案の採決に入ります。 日程 3 議第 36 号「吉野町地域交流施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて」意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 4 議第 37 号「吉野町税条例等の一部を改正することについて」意見を

求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 38 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 6 議第 39 号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 7 議第 40 号「吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 42 号「吉野町地域交流施設に係る指定管理者の指定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 43 号「吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定について」意見を求めます。

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 44 号「吉野町過疎地域自立促進計画を変更することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 11 議第 46 号「平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 12 議第 47 号「平成 30 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 認第 2 号「平成 29 年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本決算を認定することに決しました。

日程 14 認第 3 号「平成 29 年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本決算を認定することに決しました。

日程 15 認第 4 号「平成 29 年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本決算を認定することに決しました。

日程 16 認第 5 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本決算を認定することに決しました。

日程 17 認第 6 号「平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本決算を認定することに決しました。

日程 18 認第 7 号「平成 29 年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本決算を認定することに決しました。

日程 19 認第 8 号「平成 29 年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。本決算を認定することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本決算を認定することに決しました。

日程 20 「要望等について」

産業建設委員会に付託いたしました、吉野山観光協会 会長 東 利明氏他 2 名より提出されております「吉野駅からの新たな二次交通の構築について（要望）」につきまして、意見を求めます。

おはかりします。本要望を先ほどの委員長報告のとおり、採択することに異議

ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

続いて、総務委員会に付託いたしました、河原屋自治会 会長 小川 喜昭氏他 2名より提出されております「消防車両更新に関する要望書」につきまして、意見を求めます。

おはかりします。本要望を先ほどの委員長報告のとおり採択することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程 21 発議 第2号 「吉野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて」意見を求めます。山本 隆敏議員。

山本 隆
敏議員

発議第2号について、意見を申し上げたいと思います。

6月定例議会に出されました、発議第2号について、文中真ん中あたりに「本来の役割を果たせずにいる議会や議員に対し」という、一文がございます。

これはとても重いことございまして、議会に対しては冒瀆であるんじゃないか。議員に対しては名誉毀損じゃないのかなという思いがあります。

(不規則発言あり)

審議するに値わずと、僕は思って反対いたしました。

野木議長

他に意見があるかた。上滝議員。

上滝議員	今、賛成意見かなんかわからへんけども、冒涇やとかへちまやとか言うとりけども、私は、財政状況が悪いので定数を削減したらええと。10 人を 8 人にしてはいかがかと。その賛否を採ってくれというつもりで、一生懸命考えた文でございます。 文章に対して文句言われる筋合いはなにもございません。以上。反対です。 あの、発議第 2 号については賛成です。間違いました。
野木議長	他に意見がある方。山本 義史議員。
山本 義史議員	3 番 山本 義史でございます。 発議第 2 号についてでございますが、提案理由に誤りがあること、また論理の矛盾があり、不明瞭な提案であるということ、文章のなかでは議員削減について否定している部分と、それから肯定している部分とが混在しているために、私はこの発議第 2 号について賛成できません。以上です。
野木議長	他に意見のあるかた、ございませんか。 はい、薮坂議員。
薮坂議員	今の、発議第 2 号に関して意見を述べさせていただきます。 まず、今回提案されておりますのは、条例の一部を改正する条例提案でございますが、文言は「本則中定数は、10 人を 8 人に改める。」というたった一行でございます。この一行は本当に重くて、私自身は今まで 5 回町議選出させていたいてけど、最初のときは定数 16 でありました。その次は 14、それから 12、11、10.5 回とも全部議員定数削減という形できました。 本当に議員定数が減れば減るほど、やっぱり、非常に選挙厳しい、重いというふうに痛感をしております。 ですから、昨年の選挙がもし定数 8 であれば、私は今この場に立たせてもらうことは出来ていないんだということでは、やっぱりさまざまな町民のみなさんの多くの声をこの議会に反映して、議会本来の機能を発揮させるためには、削

減だけがいいというわけではないと思います。で、特に先ほどからお二人が述べられましたけど、提案理由に非常に矛盾が多いのも確かであります。

例えば、「本来の役割を果たさずにいる議会や議員に対し、議会不要論を主張する」町民さんがおるというふうにおっしゃっています。そしたら、私自身は個人的には議会不要論をおっしゃる議員さんたちが、希望される町民さんたちが議会に出てきて、ご自分の意見を述べて町のありかたを論議していく、そういうことが本当に大事なんじゃないか。でも、今の議会では議会不要論を論議の最中に述べられた議員さんがおられません。特に、この提案理由のなかにも、「極端な定数削減は多様な民意を代表しがたく、少数意見の切捨てにつながりかねない。」このように述べられていて、じゃあ議会不要論は、あまり良くないということを感じながら、実は後ろには、少数意見の切捨てにつながりかねないというふうに断言をしておられます。

ですから、こういう矛盾があちこちにあります。

また、ちょっと時間にとって悪いんですけども、例えば「財政逼迫などにより」云々で、「議員自らの厚遇に一切メスを入れようとしない議員への怒り」というふうに書かれています。議員が、私達が非常に厚遇されているというふうに私は感じたことがございませんので、ちょっとそのあたりこそ、本当に私達自身がこれから委員会でいろいろと議論を深めていく必要があるのではないか。「議論が今、議員の定数と報酬の削減に偏りすぎており問題が矮小化されている」とも書かれております。「議会改革とは、定数削減あるいは報酬削減とイコールではない。定数と報酬を削減するだけでは議会改革とはいえない。」というふうになっているんですけども、今回の提案は定数を8に削減するということであります。ですからこれは、議会改革とイコールではないというこの矛盾点をどう説明されるのか。

まだ、他にも矛盾点はいくつかあるんですけども、それを一個ずつ拾い上げたらまだまだ繋がっていきますので、私自身は議会改革の議論というのは絶対必要だと思います。特に議会本来の役割をこの提案理由のなかで述べられている、これはすごく重い中身だと思うので、議員が厚遇されていると言う実態はどういうものなのか、議会本来の役割とはどういうものかは常任委員会で提案してい

ただいて、充分論議が出来る中身であります。ですから、常任委員会に提案していただくのも議員本来の重要な役割でありながら、その中身をどうこうしましょう、みんなで論議しましょうということは、常任委員会に提案をされておられません。ですから、やっぱり常任委員会をもっと活用して、私達は町民のみなさんの声が上がった時点で、それを常任委員会にその他の項目でならいつでも、どの議員でも出せる場所ありますから、出していく。それこそ議会活性化に繋がっていくんじゃないかなというふうに思います。

そして、最後に「平成 28 年に吉野町議会へ対して吉野町区長連合会から要望があり、議員定数は 1 削減されて、定員が現在の 10 名となっているが」云々という項目があります。で、この後、選挙で 1 名の定数減となり 1 年ごとに一人議員が減るたんびに、400 数十万円という削減、予算に貢献しようという、そういう、もう、本当に痛い思いをしながらみんな削減に賛成してくれました。で、私達古い議員は、やっぱり吉野町の状況をみたらゆるやかな削減が望ましいだろうということで、今、10 名に至っています。で、じゃあ、平成 29 年の選挙、10 名で選挙戦が行われたんですけども、29 年 30 年にこの吉野町区長連合会理事会でどんな論議がされましたか、ということを確認されましたら、この 4 月でメンバーさんが交代して、新たな区長理事会が誕生したけれども、議題に上ったことが無い。じゃあ、区長会では議員定数をどのように考えておられるのか、8 名にしよう意見が出ているのか、あるいは 6 名まで減らせって言ってんのかということもお尋ねしたんですけど、そういうことの議論は今のところ議題に上がる予定はなくて、9 月の案件も、もうすでにお知らせがあるけども、そういうのは議題には上ってない、というふうにおっしゃっていました。

ですから、この文言だけ読んだらいかにも、区長連合会からの強い要望があるのに 8 名にしやなあかんか、というふうに読めたんですけど、実はやっぱり、違うんじゃないか。今はやっぱり、あと 2 年半ありますので、その間に充分な論議をして、議会の役割を、もっと本来の役割を明確にしていかないと、地方議会で 52% でなり手が不足しているという、この新聞の記事を見ておりましたら、本当に、無投票で、そして少数の人たちが、選挙しなくても勝てますよ、みたいな人たちが出てきてっていうので、議員の数がどんどん下げられるということが、

異常な感じがします。それより、やっぱり選挙戦があつて、そのなかで皆さんの願いを託せる議員さんが出て来れるような状況のほうが、私は望ましいと思いますので、この発議に関しては反対であります。以上です。すいません。長くなって。

野木議長

他に意見は。上滝議員。

上滝議員

私、話すのが下手でございまして、先ほど間違いましたけども、賛成議員の一人として、なぜそのような定数削減を求めたかということの理由を簡単に申し上げます。

行財政改革、行財政改革と行政も唱えて一生懸命やってきた姿は見ておりますけれども、過去7年ほど行財政改革らしい改革は全然しておりません。

そこで、一般質問でも私もしましたけれども、やっぱり議会は進んで一人削減もし、いろんな議論をしてまいりました。しかし、このくらい人口が減ってきますと、5年で1,300人も減少をした。そして、景気が悪い。そして、過疎債の借金が利息含めて122億ある。大変な状況であるのになんでもっと人を減らさなければならぬではないか、というような思いでございます。

とにかく、10人が多いのか、8人が多いのかという部分は実際問題、人口の割から言いますと5年前は1,300人多かった。今は、少ない。そんな状況のなかで行政も職員は113人の人数が149人と聞いてびっくりしております。

なんにも行政はしてない、議会は人も減らしていこうというような思いでございすけれども。とにかく、8人で立派な議員さんたちが、やっていくというような姿を見たときに、私と上議員は役職はございません。ないけども、私はもう年寄りでございすので、ええとして、とにかく経費削減を考えていかなければならないときに、それぞれ財政面、地域の状況、人口の状況等々を考えながら判断をしていかなければならない。すぐさま10人を8人にするというのは、いかなものかという声もございすけれども、なんぼか定数をまだ削減する必要があるのではないかということで、提案をさせていただいたことを話だけしておきます。以上です。

野木議長	ほかのかたで意見はございませんか。上議員。
上議員	2番 上 佳宏でございます。 さまざまな意見がございますが、端的に申し上げて、吉野町の人口はもうすぐ7,000人を切るわけでございます。この人口に対して10人が正当なのか、どうなのか。そのへんも踏まえて財政状況なんかを鑑みると、今、議員定数を削減することが、民意だと思っています。 ですので、私はこの議案に賛成しております。以上です。
野木議長	反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は。 下中議員、はいどうぞ。
下中議員	すみません。失礼します。 私も意見させていただきます。 発議の内容を読まさせていただきました。熟読したうえでお二方のお気持ちや、状況も把握したうえで、お話させていただきます。 私自身、議会改革としまして、この議論はもっともっと深く、深めていくことが大切かと思います。 議論、また選択の余地無く定数を定めた議会改革にしては、私自身は反対でございます。もっと深く意見を述べて一番最良の答えを導くことが、我々議員の仕事だと思っています。ですので、反対させていただきます。 申し訳ございません。
野木議長	反対意見と賛成意見がでましたので、この採決は起立によって行います。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。 起立少数です。したがって、本案は否決することに決しました。

追加議案が出ております。

日程 22 同 第5号 「吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。北岡町長。

北岡町長

坂口 榮治氏について、紹介させていただきます。なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

坂口 榮治氏は平成26年10月に吉野町教育委員に就任され、この任期中に吉野町教育大綱、吉野町教育振興基本計画の策定に尽力されました。

また、平成26年4月から2年間、山口自治会長を務められ、現在は吉野町森林セラピー推進委員会副会長、吉野美林案内人の会長としても活躍されています。これまでの多方面にわたる分野での経験をいかし、引き続き教育委員としてご活躍いただけると確信するところでございます。

どうかご同意のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

意見を求めます。

おはかりします。本件を同意することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件を同意することに決しました。

日程 23 決議第1号「新たな「吉野山観光周遊システム」の構築・推進への決議について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

本案は議員提出です。提出議員の説明を求めます。下中議員。

下中議員

1 番

下中でございます。

新たな「吉野山観光周遊システム」の構築・推進への決議

1300 年の歴史を有する吉野山は、日本一の桜の名所としても知られ、昭和 11 年には吉野熊野国立公園に指定、平成 16 年には紀伊山地の霊場と参詣道としてユネスコ世界文化遺産に登録された日本を代表する観光地であります。

大峯連山の北の端から南に約 8 km つづく尾根一体の地域であり、春は約 3 万本もの桜の花が、下千本から中千本・上千本・奥千本（標高差約 550m）へと約ひと月をかけて豪華絢爛に咲き乱れます。

さらに、近年、奥千本エリアに新たに約 5 千本の桜を植樹したことにより、数年後にはさらなる観光客の増加が予想されております。

一方、2016 年 9 月から近畿日本鉄道による観光特急車両「青の交響曲^{シンフォニー}」の運行に伴い来訪者数が伸びておるところでございます。

また、日本政府は訪日外国人数を 2020 年に現在の約 2 倍 4,000 万人に増やす目標を定めました。新たな「明日の日本を支える観光ビジョン」には、受入体制に関する施策として、訪日外国人旅行者が快適に旅行を満喫できる環境整備に向け、政府一丸となって対応を加速していくとされていおります。

しかし、吉野山に訪れる観光客の多くは、観桜期に集中し、町並みは道路幅が狭く、歩車分離による歩行者の安全性が確保されておられません。

年間を通して世界中から訪れる人々を温かくもてなす環境整備の一つとしまして、吉野山の玄関口である吉野駅前の機能の充実と、周遊性を高める観光索道等を基軸とした、新たな持続性のある移動手段の構築が必要と考えております。

町議会は、吉野山の絶景を満喫していただくためにも、世界から吉野山に来訪していただけるお客様に対し、大量輸送が可能な観光索道等を整備し、安全に快適な観光周遊ネットワークの計画・推進を強く求めます。

以上、決議いたします。

平成 30 年 9 月 14 日

吉 野 町 議 会

以上です。

野木議長

賛成議員の意見を求めます。山本 義史議員。

山本義史
議員

3番 山本 義史でございます。

ただいま提出されました、新たな「吉野山観光周遊システム」の構築・推進につきましては、賛成の意見を述べたいと思います。

近鉄吉野駅から二次交通として重要な役割を担ってきました吉野山ロープウェイが昨年4月から突然運休されており、今現在再開されるか不明瞭な状況にあるうえ、設備自身もかなり老朽化しております。1300年の歴史を有する吉野山を訪れる人々を温かくもてなす受け入れ環境として、近鉄の吉野駅から吉野山の山上へのアクセスのみならず、吉野山全体の交通の充実というのは将来的に必要不可欠であると考えます。

吉野山全体の自然に優しい、世界遺産や日本遺産にふさわしい、世界が注目するような、持続性のある新たな吉野山観光周遊システムを構築する必要があると考えます。

以上の理由により、議員といたしまして賛成意見とさせていただきます。以上です。

野木議長

質疑を求めます。

意見を求めます。

おはかりします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり可決することに決しました。

日程 24 決議 第2号「2025 年国際博覧会の誘致に関する決議について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

本案は議員提出です。提出議員の説明を求めます。上議員。

上議員

2 番 上 佳宏でございます。

2025 年国際博覧会の誘致に関する決議

2025 年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、吉野町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成 30 年 9 月 14 日

吉 野 町 議 会

以上、みなさまの賛同をお願いいたします。

野木議長

賛成議員の意見を求めます。中井 章太議員。

中井議員

4 番 中井でございます。

2025 年国際博覧会の誘致に関する決議案につきまして、賛成意見を述べたいと思います。

国際博覧会をわが国で開催することは、新たな産業のイノベーションや観光振興などを通じて持続的経済成長を牽引するとともに、国際社会におけるわが国への理解、信頼の向上が期待されるなど、極めて大きな意義があります。

また、2019 年のラグビーワールドカップ 2019、2020 年には東京オリンピック・パラリンピック、翌 2021 年には本町においても開催されるワールドマスターズ

ゲームズ 2021 関西など、一連の国際ビックイイベント開催が決定されており、関西ではこの間のさまざまな分野での波及効果に大きな期待が寄せられております。加えて、2025 年万国博覧会の大阪誘致に成功すれば、今後 8 年あまりにわたるこれらの流れによる、関西圏における活性化が期待されます。

インバウンドを積極的に推進している本町にとりましても、世界に誇れる吉野の魅力を発信し、産業振興や観光文化交流等を促進することが大いに期待できるものと考えております。

以上のような理由から賛成の意見とさせていただきます。

議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

意見を求めます。

おはかりします。本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり可決することに決しました。

日程 25 議第 48 号「平成 30 度吉野町一般会計補正予算（案）第 3 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略し直ちに説明を求めます。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。議第 48 号平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 3 号につきまして、説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いします。

まず、第 1 条でございます。歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5,188 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 263 万 3 千円とするものでございます。

第 2 条におきまして、地方債の補正というところで、地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」によるというところでございます。

6 ページをお願いします。第 2 表の地方債補正でございます。

起債の目的が、スクールバス更新が 930 万円、公共土木災害復旧が 1,000 万円、

臨時財政対策債を1億3,629万4千円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。

歳入歳出につきまして説明申し上げます。

14・15ページをお願いします。まず2の歳入でございます。

第9款「地方特例交付金」でございますが、減収補填特例交付金として37万4千円。また、第10款の「地方交付税」でございます。4,791万6千円。内訳としまして、普通交付税が3,931万6千円、特別交付税が860万円でございます。

第12款の「分担金及び負担金」でございますが、第1目「農林水産業費分担金」としまして、農地災害復旧事業分担金87万5千円でございます。

また、第14款「国庫支出金」でございますが、第1目「総務費国庫補助金」が、第10節の「地方創生推進交付金」1,720万円でございます。第7目の「教育費国庫補助金」が、第1節「教育総務費補助金」34万8千円の減額、第2節「社会教育費補助金」が118万6千円。文化財保存事業費の補助金でございます。

16・17ページをお願いします。

第15款「県支出金」でございます。第8目の「災害復旧費県補助金」でございます。農地農業施設災害復旧事業補助金としまして、1,025万円でございます。

第18款「繰入金」でございます。まず、第4目の「地域福祉基金繰入金」は896万8千円。また、第5目の「世界遺産・吉野ふるさとづくり基金繰入金」は、500万円でございます。

第19款「繰越金」でございます。第1目の「繰越金」としまして、1億5,498万8千円でございます。

また、第21款「町債」でございますが、先ほど地方債の補正にありましており、スクールバス更新事業債で210万円、公共土木施設災害復旧事業債で400万円、臨時財政対策債は62万5千円の減額でございます。

歳出のほうに移っていただきます。

20ページ・21ページをお願いします。

まず、第2款「総務費」の第1目「一般管理費」でございます。第26節の「寄附金」としまして、一般管理事業100万円でございます。これにつきましては、西日本豪雨災害の義援金として、100万円の寄付金でございます。第3目「基金

費」でございますが、基金の積立が二つございまして、財政調整基金への積立金が1億円。その他特定目的基金積立金としまして、減債基金積立金が5,000万円でございます。

第3款の「民生費」でございますが、第1項「社会福祉費」の第2目「老人福祉費」でございます。介護保険事業特別会計への繰出金81万3千円。また、第6目「保険年金費」で、後期高齢者医療特別会計への繰出金が896万8千円でございます。

同じく「民生費」で第2項の「児童福祉費」になります。第2目「こども園費」としまして、こども園管理総務事業で80万円。工事請負費、よしのこども園の改修工事費でございます。

22ページ・23ページをお願いします。

第5款の「農林水産業費」でございます。第2項「林業費」で第3目「治山事業費」としまして、治山事業で900万円の補正でございます。工事請負費でございます。

第6款「観光商工費」第1項「観光商工費」の第2目「観光費」でございます。観光力向上事業としまして、4,185万円。内訳は、委託料1,500万円、負担金補助及び交付金が2,685万円でございます。

第7款「土木費」の第2項「道路橋梁費」でございます。第1目「道路維持費」としまして、町道管理事業で300万円。需用費の修繕料でございます。

24・25ページをお願いします。

第7款「土木費」の第3項「河川費」の第1目「河川費」でございます。河川整備事業としまして435万円でございます。内訳は、委託料が35万円、工事請負費が400万円でございます。

第9款の「教育費」になります。第1項「教育総務費」としまして、第3目「教育振興費」で通学バス運行事業、183万円。備品購入費としまして、スクールバス購入費でございます。

同じく、「教育費」の第4項「社会教育費」第5目の「文化財保存費」としまして、吉野万葉整備活用事業としまして、237万3千円。発掘作業等の委託料でございます。

同じく「教育費」の第5項「保健体育費」でございます。第2目「運動公園費」としまして、運動公園施設維持管理事業で160万円。施設の修繕料でございます。26・27ページをお願いします。

第10款の「災害復旧費」でございます。第1項「公共土木施設災害復旧費」としまして、現年単独災害復旧事業 1,040万円の補正でございます。内訳は、需用費の修繕料が590万円、委託料が50万円、工事請負費が400万円でございます。

同じく「災害復旧費」の第2項「農林水産施設災害復旧費」としまして、現年補助のうち農業施設災害復旧事業としまして1,480万円。内訳は、委託料が280万円、災害復旧の工事費が1,200万円でございます。また、同じく現年単独農林水産施設災害復旧事業としまして、110万円でございます。修繕料でございます。

合計2億5,188万4千円の補正でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。上滝議員。

上滝議員

予算には何も問題はないと思います。

23ページの第13節「委託料」って書いてあんの、ちょっと教えて欲しいねけども。観光プロモーション委託料 450万円となっておりますけども、そのうちの旅費が200万円。当初よりも、計画よりも少ない人数でフランス行かれるっていうことを聞いておりますけれども、この観光プロモーション委託料っていうのは、旅費とか全部含まれとんのかな。それ以外の部分があるんかな。これ、旅行やら行くときに「委託料」って書いてあるけども、どこへ委託して、どのくらいの金が、旅費がいるのかっていうことはわかりませんね。

奥出くんのほうから、ちょっと教えてよ。担当参事か。

俺、これ、理解でけへんね。委託料って、なんでもかんでもわからんように、ごまかすように委託料って書いてあるんちゃうんかいなど。

委託料っていうたら、まあ、それ以上言わんとくわ。以上や。

野木議長	宮本産業観光参事。
宮本産業 観光参事	失礼いたします。 委託料でございますが、旅費等すべて、業者のほうにお願いをして出させていた ただくものでございます。
上滝議員	どこへ委託すんの。どっか会社あんの。委託する会社。
宮本産業 観光参事	エージェントのほうにお願いをするところでございますが。
上滝議員	あんたら、じきに横文字でエージェントとか言う。俺ら知らんがな。どこにあ るんど。会社。
宮本産業 観光参事	旅行会社。
上滝議員	旅行会社があんの。
宮本産業 観光参事	はい。旅行、ツアー。
上滝議員	いや、どこの会社かわかるか。わからへんのか。
野木議長	はい、副町長。
和田副町 長	すみません。観光プロモーションの委託料ということでございますけども、旅 費につきまして、旅行社のほうに普通旅費とか費用弁償という形じゃなしに、す べて航空券の手配とかにつきまして、旅行業者のほうに委託をさせていただくと

	いうことの委託料になっております。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	どこにそんな会社あんの。委託っていうのは、旅費とかそれだけけ。食糧費も入っとんの。もう、何もかもぶっちゃけで委託しとんの。そこを教えて欲しいんや。
野木議長	和田副町長。
和田副町長	お答えさせていただきます。 旅行業者のほうに、航空券の手配であったり、宿泊であったり、そういったものにつきましてすべて一括をして委託をするということになります。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	よくわかりました。ただね、この節のなかで、もうちょっと議員のみなさんについていねいに説明をするなら、旅費がどのくらいで、宿泊がどのくらいで、いうこともやっぱりして欲しいな、と私は感じたんです。 この委託料って、何委託すんどよ。旅費のやつ全部丸投げかよ。全部丸投げしたら、丸投げにされて損すんちゃうんかよと。サービスはどうなんかよ。というようにいろんな心配で、意見なり、質問なり言いました。 終わり。
野木議長	おはかりします。本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって議第 48 号については委員会の付託を省略することに決しました。

議第 48 号「平成 30 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 3 号について」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

おはかりします。本案を可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案を可決することに決しました。

日程 26 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審議の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審議とすることに決しました。

日程 27 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規程により、お手元に配布のとおり、議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認め、お手元に配布のとおり、議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。閉会にあたり、町長のごあいさつをおねがいたします。
北岡町長。

北岡町長

閉会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

まずは、本定例会におきまして私どもより提案いたしました案件、すべてご承認いただきまして、まことにありがとうございます。

一部、検討が不十分で大変稚拙な提案をいたしましたことを、あらためてお詫びいたしますとともにですね、丁寧にご指導いただきまして、よりよい提案ができて、承認していただきましたことを、あらためて御礼もうしあげます。ありがとうございます。

本定例会におきまして、まずは、吉野山観光協会の東 利明氏他 2 名より提出されました、吉野駅からの新たな二次交通の構築についての要望書と、これを採択していただきまして、これを受けて議会のほうから新たな吉野山観光周遊システムの構築・推進への決議についてということで、決議をいただきました。

今、まさに吉野山地区の交通、今後どうするかということで、奈良県との包括協定を結び、そして今年は基本構想を練っておるところでございます。

この後、基本計画を立て、進めていくなかで、今回の要望書を採択し、この決議をしていただきましたこと、誠に重要なことだと思っております。

これを受けまして、県との協議を重ねながら、そして、国に働きかけまして新たな二次交通システムをきちっと作っていくべく、やっていきたいなと。ご指摘のとおり老朽化している、ロープウェイでなくて、新たなシステムを作れないかと。今後吉野山が、世界レベルでの観光地として充分成り立っていきますように、がんばりますので、どうぞご協力のほうよろしくお願い申し上げます。

それと、もう一点。補正予算のなかで一部確定したところだけを提案させていただきましたが、地方創生の推進交付金というのをいただきました。これは、横展開ということで、一年間になおしますと 1 億 4 千万、今年に限りまして後半 7 千万と言う枠でございます。そのなかで確定したところだけを提案させていただきました。これをもちましてスポーツ、カヌーのワールドマスターズが待っておりますので、それに関しましてのスポーツを通じた観光。また、河瀬さんの映画にもございますけれども、また木材関係も通じてインバウンドを中心といたしました、そういう観光システムをどう進めていくか、これを含めた大きな、いわば株式会社吉野町とでもいうべき、吉野町版の DMO を作ってですね、推進していくと、そういうところが主なところでございます。これが今後の大きな柱になっ

ていくと思うところでございます。

この定例会におきまして、この二つの大きな案件が、これからも我々がこれやっ
ていまなければならないことが、二つ示されたということをあらためて感じ
ているところでございます。

平成 30 年度もこれから後半になります。事業が佳境に入ってまいりますし、
また、31 年度に向けての動きも入ってございます。どうか皆様方からのご指導を
あらためてお願い申し上げまして、私からの閉会にあたってのごあいさつとさせ
ていただきます。

どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして全議案を議了することができました。ここに
閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

このたびの北海道での地震災害の影響により、被害を受けられましたみなさま
に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々のご
冥福を心よりお祈りを申し上げます。一日も早く復興がなされますことを心から
お祈り申し上げる次第でございます。

これをもちまして平成 30 年第 3 回吉野町議会定例会を閉会をいたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 4 時 28 分 閉会)